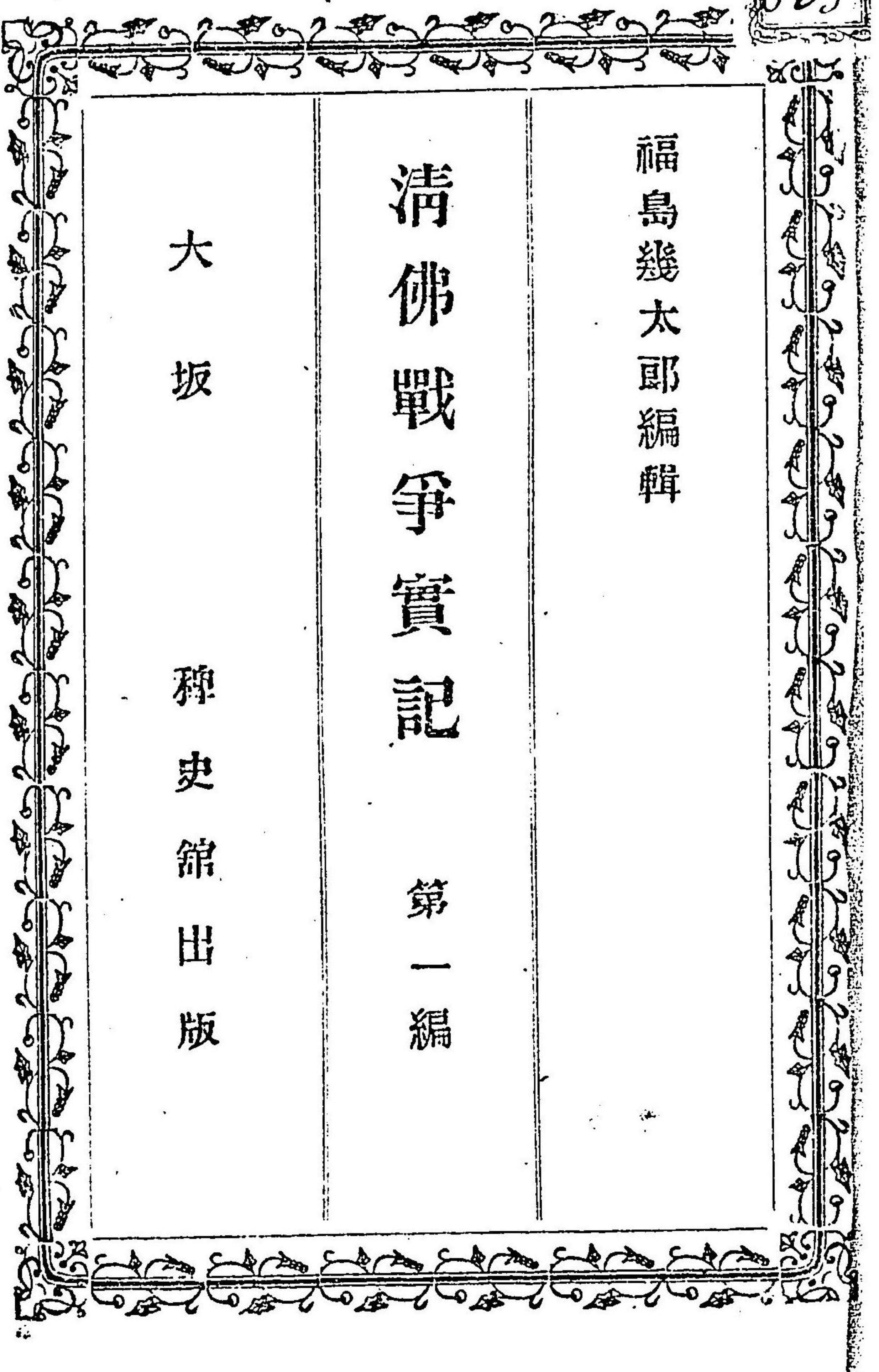


H-66

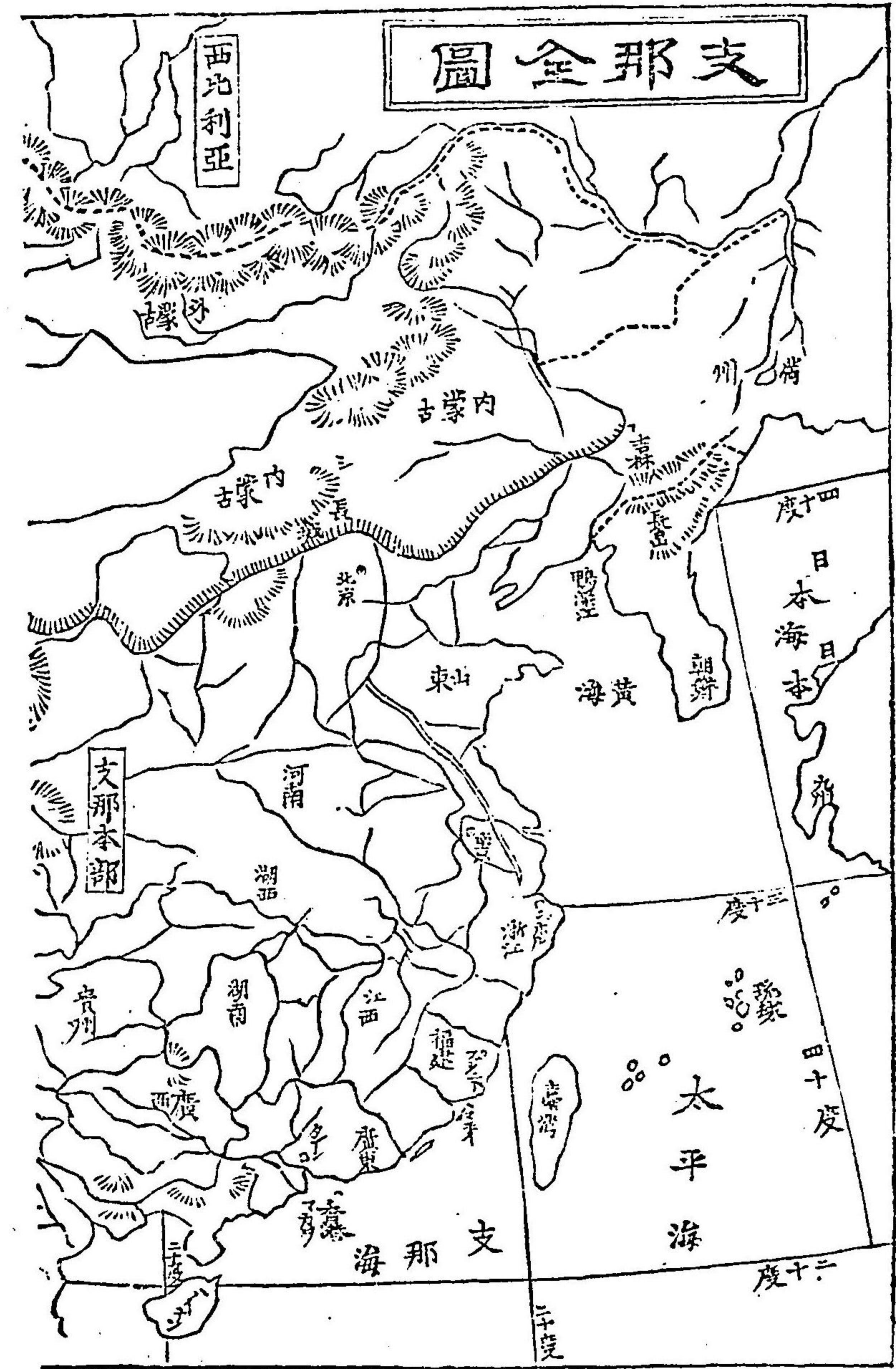
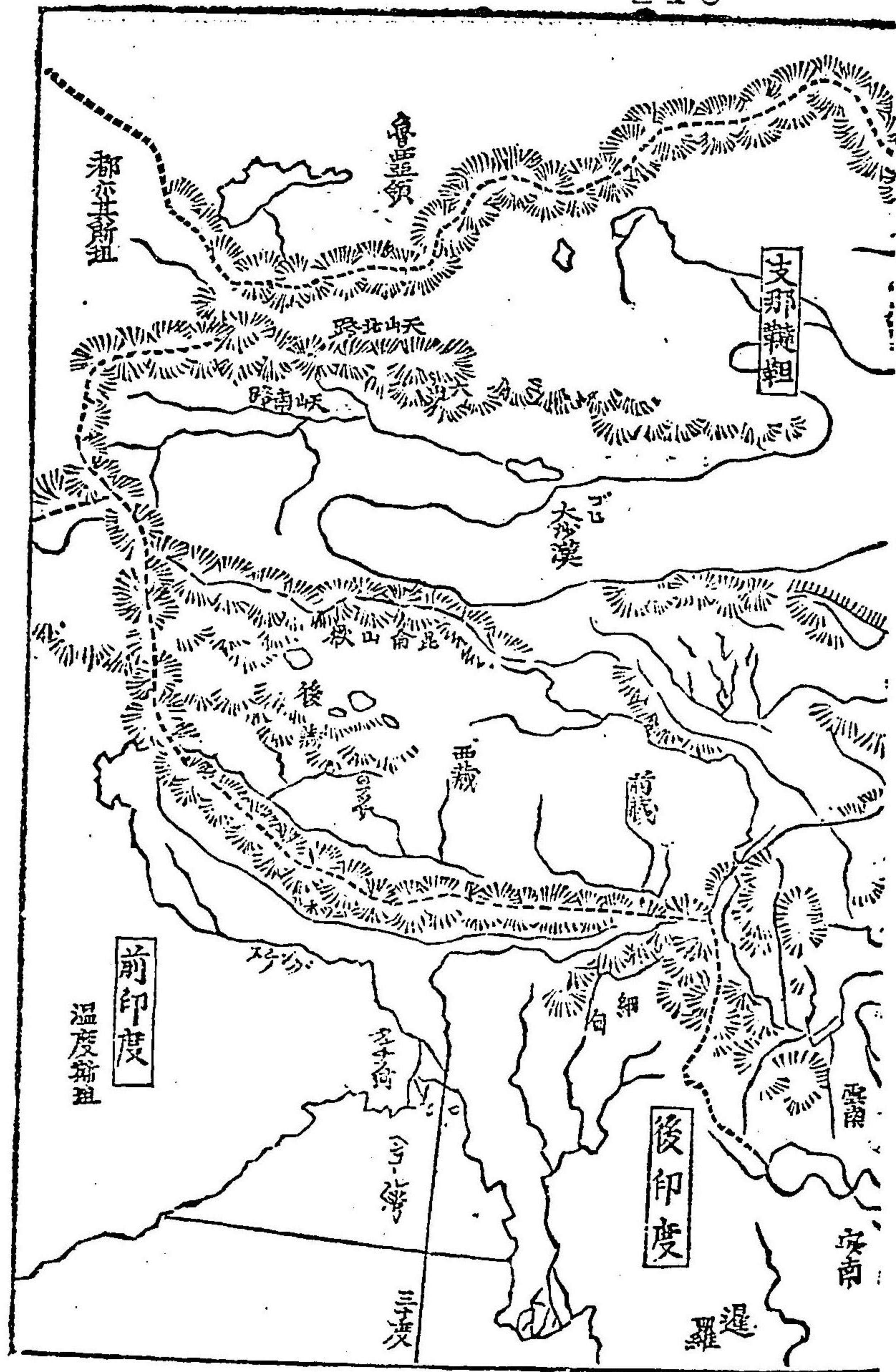


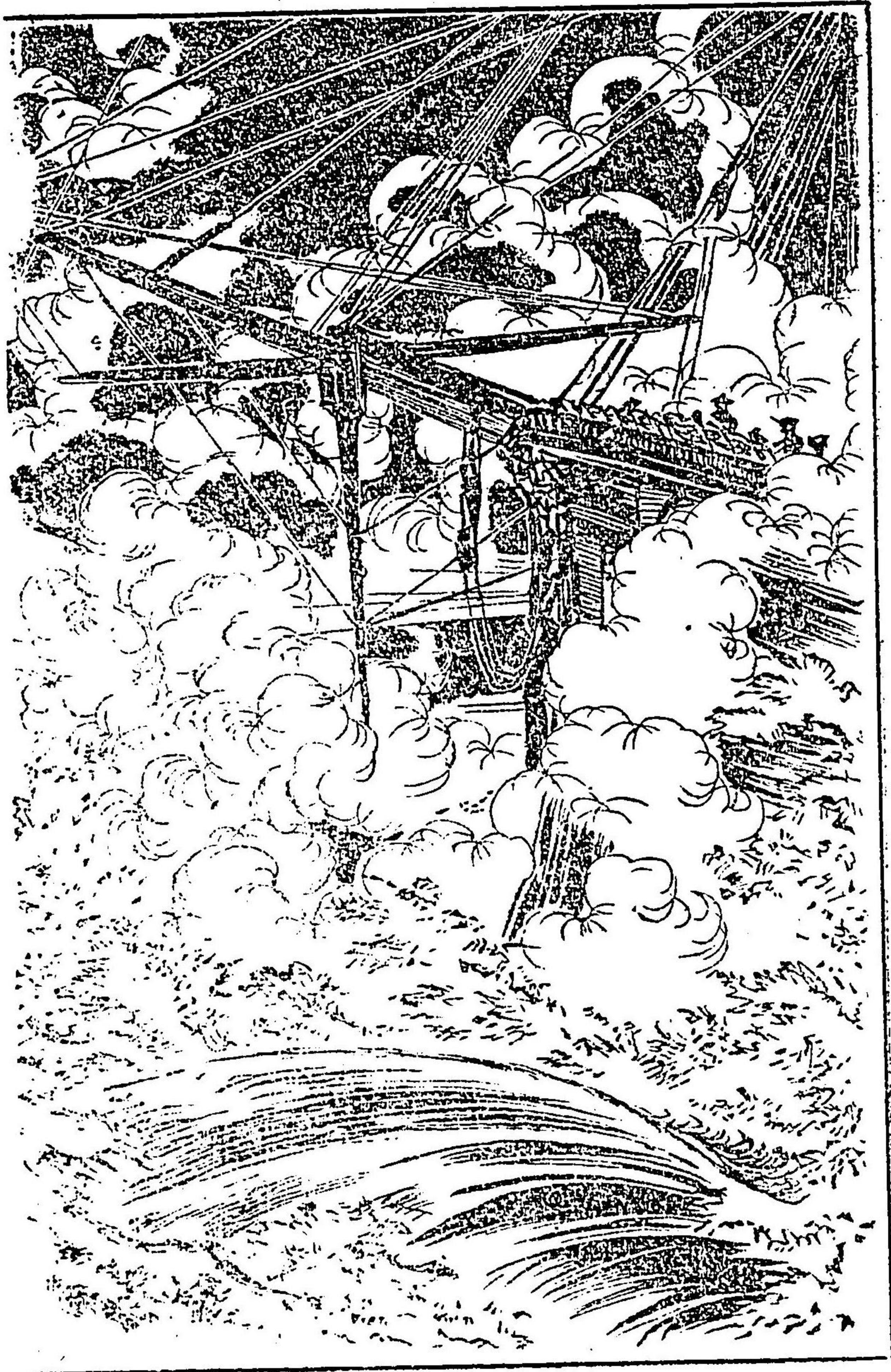
清佛戰爭實記序

世界文明の名布稱ふれども未だ文明の境に至らざ國又
は常に騎り弱きものて常々屈す理の在る處道の居る處
何れに向つて其是非を問はん今や清佛戰ひを開く實に
東洋多難の秋あり輔車相頼り唇齒相助くるの關係を有
する我が國にして怎でその痛痒を感じざらんその政略
に又た商業に利害を感じる鮮少にあらず我が國愛國の
人民たるもの何ぞこれと度外視して可あらんや吾儕今
ま兩國戰爭の實記を編纂し以て世の兩國の關係に目を

特49

443





注がるゝの諸君子に報する亦固に已む可からざるなり
今より後兩國戰爭の實況に係る報道を勉めてその精し
きと擇び勉めてその詳らかなるを集め能くその事實の
眞假を推して漏どこれを編纂せんとす若しそれ事の
疑似又涉るものは省いて以てその詐謬を免かるへじ庶
幾々も以て幸ひよ諸君子が聰明を誤めざるにちうら
ん乎

明治十七年九月上浣

編者識

清佛戰爭實記 第一編

第一回

語に曰ふ兵ハこれ死生の地有亡の道なりと國家の不幸
れを用ゆるより大なるハ無し噫清佛の開繁ハ破れり矣佛
國ハ戰と宣一以て干戈を福州に開けり今や我が東洋北天
國實にこの不幸なる兵氣の蔽ふ所とありぬ豈悲み憂ひざ
る可けんや爰にこひ兩國戰爭の起原を索ねるにろ比由來
極めて遠一今と距ると二十年前西暦千八百六十年代に當
りて清國天津に在る所の耶蘇教徒同國暴民の爲めに虐殺
せられしとより佛國英國聯合の軍を興一戰ひ勝つて清國
の帝都北京に城下の盤をなさしめ遂に地を割れ償ひを爲
されめたるより以來清佛の交自から好かず玉帛常に和

を表するも心裡の怨恨解く間もあく常に互いに相覗ふれ
色あざ然に佛國へ西暦一千八百八十二年即ち我が明治十五
年に當りかねて清國がその屬國ありと稱する安南國に對
ひ同國に寄留する佛國人民を保護するを名とし遠征の軍
と興ど遂に翌年即ち我が明治十六年八月に至り佛國へ
右安南と和議を結びその本家なと自稱する清國へ斷
りあく安南と獨立の國と認めて種々の條約と取結びたる
より清國も愈々僵り遂に今回之の隙を生すると、れある
安南と佛國との戦争を知らざる可からず安南と佛國との
戰ひと知らんとあらば先づ
安南と佛國との戰争を知らざる可からず安南と佛國との
戰ひと知らんとあらば先づ
安南と佛國との戰争を知らざる可からず安南と佛國との
戰ひと知らざる可からず安南と佛國との
以と知らざる可からざる可からざる可からざる可からざる可
以といふべし扱

斯く佛國が安南に向つてこの關係と生ぜし所以れあんぞ
や其源を尋ねれば第十八世紀の中ごろ即ち今をさること
百三四十年の昔なりき初め佛國天主教の宣教師數人同國
に渡來して説教をなし教會所を立てなせして専ら布教の
事に盡力せりが千七百八十九年に至り同國に内亂起りて
安南全部と統治せり東方王及び南部安南と支配せり某王
共に其位を廢せられりかば同國に居たり玄佛國宣教師某
教正ハ右の兩王に謁らして告ぐるよ兩王もし其の位を復せ
んと欲せバ佛國に請ふて其援兵を出さざむると難きに非
らずとの意と以て一兩王の命に依りて之を佛國政府にぞ
通うける當時の佛王即ち彼の革命史に有名ある路易第
十六世にて其の以前英國と利を東印度の地に争ふて遂に

該地の利をあげて總べて英國に專有せらるるに至り一かば今東京政府安南の請と聞きて是れぞ印度の損失と償む屬地を東邦に得るの好機會ありとて速かに此の請に應ぜんとせ一折から彼の革命の大亂起りて佛國へ殆んど無政せん府の有様とあり王わ怡も楚囚と一般の身とありしにぞ竟に其意を果せ能ひ唯だ其の武官の中此事に志有るもの數人自ら東京に到り東京と扶け王わ夫れ此れの力に依りて遂に其位に復するを得てけれ即ち其報酬として佛國にて宣教師の布教をなす事につき自由をぞ許し與へける斯くて其の後千八百五十八年迄ハ左したる事件もあくて過ぐる同年より東京人の耶穌教徒と殘害する甚矣犯之を慘刑酷罰に處せるに至り一かば佛國及び西班牙ハ供に兵

を遣りて之と討ち遂よ東京の中三州と割て佛國ふ與へ且つ數ヶ所の港と開いく其の通商貿易を許し并びに巨額の償金を拂はしめ尙ほ其の後更らに三州と割く佛國に與へしめくる然れども佛國が安南に於く商賣上比利を得ると其豫かじめ期せし如あらず只同國ふソンコイと稱する大河あまて其水源れ即ち清國雲南の地に在り佛國も一此の河水乃航權と全握するあとを得ば其利益は蓋し渺少なるらざるべし抑も此雲南といふは清國の西南部に在る廣大の地にして其の物産の豐饒なるあと同國第一と稱せらるゝ程なり左れば彼の英國比如何も夙に之に眼と着け容易く此地に通ずるの道路を索むること久しく即ち向に英人マーガレーあるものが清國士人の虐殺する所とありし爲

に英清兩國の紛議と惹起したるも亦た英國が此のマーが
レーをしてこの道路を索めしめたる時此事ありと云ふと
佛國ハ同國人ヤユ一ボイといふ人を勧めに山り右のソン
コイ河ふ依て雲南に通走るの道を開くんと千八百六十八
年同人をして該地ふ出張せしめ且つ安南政府又向ふて右
航河の事と掛け合ひに輒すく談判の調ひ兼しが千八百
七十四年即ち明治七年に至り竟々安南と佛國との間に更
らに條例を結びて双方とも安南ハ獨立國にして清の屬邦
にあらざることと公言し且つ佛國ふソンコイ河通航の權
と許しける然るに右の河流ハ盜賊常に横行して旗容を懼
まそと甚だしく而るも安南政府ハ之を勤滅するの力あく
従におれぞ日過すのみあるにぞ佛國ハ折角航河の權を得
たる

がト更にその詮なきを慣習りて遂に件の遠征軍を出すこと
云々ありたる者たりといふ去る程に佛安兩國ハ同年即ち
我が明治十六年四五月の間に當り遂に東京海内の各地に
於て互ひにそれ兵を用ゆるの不幸となり兩軍の小却當又
絶ゆると無く豫て佛國より駐在せしめたる總督リウ非ール
の如きも實ふ同五月十一日海内北甯の間に於て開戦たる
戰爭の際に安南兵の伏に陥り大敗にて戦死するに至り
此に於て佛國ハその國會議院に於て東京征討費と支出す
るを議定一更に將軍ブーエと東京總督とあり佛軍ハ東京
人民の幸福を保護する爲め佛國の國權を呑みする爲めに
この正義の戰ひをあす趣を告げ又た大いに自國北支那艦
隊を安南ふさへ向け水師提督孤拔をして之を總べ安南の

首都順化府を固しめたり斯くて同年八月となり大軍の攻撃愈々強のりければ安南も今ハ防禦に疲れ最後の一戦大いに敗れて南風競ハす旗折れ戈断へ遂に佛軍ふ休戦を請ひ最後の私議を媾むるとありぬこ、を以てかねて佛國より派遣せられたる使節ハーマン公使ハ安南政府の全權大臣と兩國の各義と以て左の豫定和約を取結ひ兩國の戰争ハその局と終たと實に同年八月廿五日のとなリける扱その豫定條約比要領に曰く

一佛國が安南東京を保護するの權利ハ十分に之れと承允する事

一ビンツウン州ハ斷然佛領交趾に附屬モる事ウユウヰンキユーラ近傍及びソーンアン城堡にハ常に兵隊と屯駐

せしむる事
一東京へ送遣したる安南兵ハ直に之を召還し同地の平和を保つため守衛兵として之に代らしむる事
一守衛のため城堡に趣く可た武官は佛國官吏之を命じて必ず其指名に依らざる可からざる事
一安南各州の都府ふ居留する佛人の充分に兵隊に護衛せらるゝ事
一安南全國の税關ハ佛國の掌握に歸する事
一西貢河内間に陸上電線と架設する事
一順化府に在留して常に官職に在る佛人の一個の資格を以て安南國王に謁見すると得べれ事
一紅河の沿岸に軍營と設置し且つ佛人が必要と断定する

場所に堡壁と築くを得べき事
一佛領交趾の貨幣の安南全國と融通すべき事されば初め
佛國が安南に對しこの戰ひを興したるもれに安南政府
が初定の條約即ち千八百七十四年ふ佛安間に取結びたる
條約に背きて航河の安全及び人民の安全を保護するとを
忘りしどんふに在て今ま清佛間の戰争と惹起するも
のれ佛國がこの滿國れ自稱屬國に對ひ慢りにうの權を恣
せよにあたすといふより起りたるに外あるざるべ一因にい
ふ右の佛安間預定條約ハ使節ハーマンが權外の取極めを
なしたる簡條あざとて一時佛國政府に於て議論せ起り同
公使を本國に召し還をあざの事もあらしが後に寛大の改
正を加へてその本條約と結定するに至りとぞ】

第二回

斯く佛國と安南とは間起りたる東京事件の最後の條約
を以つて全くその局を終るに至りしかば佛安の關係の先
づ一段落とあらしが要にこの葛籠の清國に連及び遂に
今回戦争を起すの基とありふることは非あけれ初め清
國の佛國の東京に兵を用ひるに當りて或國境治鎮の爲
めと稱へ或は屬民保護の爲めと稱へ追々安南に兵を送り
く各部の守衛を爲さしめたるがこ北守衛果して守衛となす
のとに止まりたるが中に何種々なる事情もあるへ殊に
の安南の衛將あり玄駿將劉永福の卒ゆる軍兵佛安和議の後
いを交へければ尙る佛國も兵を擲するに由あく引續き

攻戦をなした世に安南の黒旗兵といふものは是あり
 因にいふみの黒旗兵あるものハ元ハ清國匪徒の兵ア
 ト今ハ種々ある沿革と經ふれど遠く其由來を尋ね色
 バ昔一千八百四十九年中清國の南部に長髮賊の亂あ
 ト賊勢猖獗漸く中原又迫り千八百五十三年遂に揚子
 江に至り南京を奪ひて之に據て屢々出で中原及東
 部を侵略遂に天津又進入して一時北京と脅すに至
 れと其の後清兵ハ佛英兩國の援によとおの賊兵を驅
 逐して南京と恢復し南部に屯集せる賊徒八千八百六
 十五年七月盡く東京廣西廣東の山中又奔竄したり賊
 將ウーリンといふもの三四千の兵を率ひて東京又侵入
 一進んで河内の前岸フンサイに至る安南人ハ之を

抗拒する爲に援を清國に請ひ其援兵と得て賊徒を邀
 撃つ賊兵敗きて雲南山中に走る幾もあく一ツウーリン
 ハ死せしかバ部將二人代えて兵を督一ラオカイの近
 傍又壘砦を築きて猶餘勢を張りぬ後ラオカイを侵奪
 するに及兩將の間に隙と生ド一將ハラオカイ又留り
 一將ハ紅河を下りてホヤン紅河の支流あるクレール
 河上に據り賊兵ハ兩將に分屬して後日に決戦となさ
 んと謀るこのラオカイに留まる者即黒旗隊に一てホヤン
 に據る者は黄旗隊といひああり是ふ於てラオカイ府
 ハ黒旗隊の都城とあれり抑もラオカイ府ハ廣大ある
 村落にて都府にあらず其の戸數ハ三百戸にして陣營
 を除くの外皆茅屋草舎のみ同府ハ安南及支那の國境

にあとく紅河の支流又傍ふが故に關稅の收入頗る多
し然きともその地清國版圖の外に在り故に黑旗隊の
奔竄所とあきとも安南都を距ると遠きが爲め安南王
の威權も殆ど此の地に及ばず是ヲオカイが安南國內
にあとあがら清國の首府と稱せらるゝ所以現に
清國安疆は雲南人其の言語北音の音に近くラオカ
イ人の言語れ多く廣東廣西比音又近くて兩地比人
言語殆ど相通ぜモラオカイ府へ此の特別ある地位に
あるが故に遂に準獨立状をなして賊徒の占據をあ
すふ便利を興へ清國の稅法を施すに口實と供する
至れり千八百七十三年にラオカイ府を施行するデュ
ピコイといふ佛人あと黄旗隊首領の許諾を受けて其

の占據地と經過したる又黑旗隊も亦敢て其の旅行を
妨害せざりて能はむ遂に東京之通路をさちて黒旗隊
はんと欲して能はむ遂に東京之通路をさちて黒旗隊
を窘しめ黒旗隊ハ黄旗隊と攻撃して戰利わらず其敗
兵三百人ソンコイ河を下りて安南叛民の守砦に到り
之に力を合せ佛人に抗す佛人フランシガルニエとい
ふ人僅少の兵を以て數日間之と戰ひ終に安南人の爲
めに破られたるものあり此時の安南叛民の將ヒュンケ
エムといふは國玉の後兄にして東京第一北門闕たり
當時ハノイ河岸あるソンタイ府之知事にて黒旗
隊と誘ひ己が勢援とあしるのみ千八百七十三年
十二月二十一日安南人がハノイある佛人の壘砦を攻

擊^け一^てカルニエを戰^{せん}没^{ぼつ}せ一^めめたるも實に黒旗隊の勢援に因る此後安南叛兵の費用^{ひよ}ア^ン南王チユ^ニコックより之を支給^{しふ}一^て頻りに佛人^{ぼくじん}に抵抗後にハンリリヒエ^ーといふ人としてカルニエの如く非命^{ひめい}の死を遂げしめたるも即ち亦此の叛兵アリとぞ^は黒旗隊の首將^{しゅじょう}ハ安南政府^{おんなん}み其費用^{ひよ}と謀求^{めいきゅう}せんため兵士十四万四千人あとと聲^{こゑ}告^げすれど其實ハ八百人^{へん}ふ過ぎ^ゆ且其據^{すく}所^{ところ}の壘^り砦^{さい}ハ甚^{じん}ざ粗造^{そくぞう}にして破れ易^{やす}く戰敗^{せんざい}るれば山中^{さんちゆう}に奔竄^{ほんたん}するを常とあす然^{しか}ども今日の景状^{けいじょう}ハ往時^{むかし}と異^い所^{ところ}あらん^う安南政府^{おんなん}ハ毎月黒旗隊^{くろぎたい}に許多^{うず}の米^{こめ}を給^あ興^きし其の給^あ與^よ物^{もの}ハ直^{ただ}に之と首長^{しゅな}に渡^{わた}し首長^{しゅな}より適當^{ふつう}の方法^{ほう}を設^{たて}け兵士^{へいし}に分^{ぶん}與^よす又兵士^{へいし}一人^{ひとり}に付^{つけ}一^ケ

月金十五法^{せん}づゝを扶助^{すけ}すると云へて其の扶助金高^か一ヶ年金十四万四千法^{せん}あり而^もて此の金額^{かね}ハ専^{くわん}トオカイ府^ふノ租稅^{じゆざい}のみ取る今^まは黒旗隊^{くろぎたい}の首長^{しゅな}劉永福^{リウヨウボク}ハ其年齡五十歲前後^{さう}ふして体格短小^{たんしゅう}に其の性^{せい}頗^やる殘^{のこ}り酷^{ひど}にく^い且^しつ極めて標悍^{ひょうかん}の人^{ひと}ありといふ然^{しか}れバ黒旗隊^{くろぎたい}ハ元清國^{しんぐく}の制兵^{せいへい}あらず乞乞^{ごご}をも沿革^{えんか}の久^ひた此母至^{いた}て安南^{あんなん}に屬^すす黒旗隊^{くろぎたい}の名^なとさへ稱^よへて彼^{かれ}暴慢^{ぼうまん}を逞^ううするに至^{いた}一^{あるべ}と成西人^{せいじん}の記錄^{きろく}に見^みへ
云々
此^こ黒旗軍^{くろぎぐん}悍猛^{かんもう}にて屢々^{しきり}佛軍^{ぶつぐん}を窘^{きつ}めければ安南^{あんなん}ハ和^わ議^ぎハありたるにも拘^かへらず佛國^{ぶつこく}ハ干戈^{かんが}の憂^うひを免^ぬか

れを然るに清國は邊疆の防軍と稱へ頻々と兵を境外に出
お動もそれは干をも接へんとするに勢わざて黒旗軍を怡
も後楯と得愈々そ北暴慢を逞玄等せざこれか又た事情
あえて私うふ黒旗軍よ加之えたる者あるも知る可ト
す斯る有様あれは佛國を愈々清國に舉動に目を着々相疑
ふの勢固に已むへうす積りくそに結局遂に天津談
判とあり堂々天津談判とは何ぞ佛國全權大使フエルニエ
と清國全權大臣李鴻章とが同國天津に開いた玄ニ付清佛紛
議處分の談判ありふれ時に當々清國の朝廷は大臣左宗
棠を首と玄戰ひを主張する朝臣ハ多くうる氣勢甚だ熾ん
ありけれど兩國の談判も頗る困難ありけるが李鴻章之
天下乃人物なとそれ戦ひの不利あるを知りて清國を株に

尊大と枉げ勉めて平和の結局を爲さんと望みけれど佛國
全權大使フエルニエと議玄て遂に好比豫定條約を結ひ
義きに佛國が安南を獨立國と認め互ひに取結びさる其條
約を簡明條約といふ簡明條約の箇條即ち左に如玄
東京事件より賠金を求める等の五ヶ條と約定を僅か
に兩國の和議は成りたり世にこれを天津談判また其の條
約を簡明條約といふ簡明條約の箇條即ち左に如玄
茲に人心搖惑一事故紛糾あるに際玄大清國大皇帝
大法民主國の如くに兩國彼此相安ん玄永く和好を敦す
せんとと願ふ因て即ち簡明ある條款を議立あ以て日
後再び詳細に條約を立るに張本と爲す
大清國全權大臣李大法國全權大臣福彼此其全權と有

するふとを示し且つ彼此較閱志く其妥善あると見て
餘款を議定志て之と左に臚列モ
第一款 中國南界の北圻安南の北境に連接するもの
と如何ある機會に遇ふに論あく並に他人は侵犯する
みと有るあらは法國は均しく應さに中國南界と保全
助護そへきを約明モ
第二款 法國は提出せ玄明確ある証憑に因と最早法
國の中國南界と侵覗滋擾するに憂ひを以て中國は
直に北圻に駐在する所の兵士を召還玄て中國境内に入
り。又。並に法越間の既定未定の各條約均しく置
て理せざるとを約明す

第三款 法國既に中國商議の意に感し并に李大臣ダ

力とめて大局と願るひ誠情を敬し中國に向く軍費賠償
を索めず中國亦宜しく許すに北圻に連接するに邊界
ふ於て法越及び内地の貨物の出入賣買を自在にする
を以てすへ一并に後日其使臣を遣玄て詳細の通商條
約を議定し格外に其税率を輕減玄大に法越は商務又
益するとを約明を(越南とは安南のこと)
第四款 法國と將來越南と議定玄又は改定をる所の
條約の内に決志て中國の威望体面と傷碍するの言辭
と插入せざるふとを約す并に將さふ以前越南と與に
立する所の各條約の東京に關碍する者こそ盡くあれと廢
止せんとモ
第五款 此約既に彼此の簽押を經バ兩國の即ち全權

大臣と派して三ヶ月乃至後と限り悉く以上定むる所は各節を照し詳細に據れば清國は佛國が安南を獨立國と認めたるも承認したるあり又北圻の境にて交易と自由にするとも承認したるあり又たるねて清國よど北圻に出玄置き堂る兵也直ちにこれと引揚くるあととも諸玄當るあり清國へ日ごろ屬國へと歸る玄く言ひ当る安南も今や巴の分家と認めず大讓に譲りふる條約をあ玄くよの和議を結ひしものと言ふへ玄されば曾て戰ひと主張する頑固一徹の朝臣へ如きり怎であれを好だ處置あとと言へんや彼の左宗棠を首めとして攘夷を唱ふる多くは朝臣芻々に之に不満と抱た或は李氏と賣國と言ひ或は中堂彈劾と言

ひろの議論騒然として止まぞ清廷へ混雜さみそと知らるゝあれ斯る有様なりタレは或ハ佛文ハ條約書と譯玄誤ひる廉あとあと言ひ或ハよの條約面に抹すべた文字を抹ま誤ね堂とあといふ説もあ至れ兔に角大國と大國との間よ取結ひたる其條約斯る疎忽のある可れあらねば烏賊の黒墨明礮の白紙ハ斯る間に無益は論ありそれ兎も角も起事とあゝ置き爰に二つの事變の起り更に一大紛議とぞ惹起一ぬ噫み北紛議よ今回の戰事よ取り實に其最後の近因にこそありタれ

西暦一千八百八十四年我が明治十七年六月二十三日のことありける安南の北甯府に駐在せる佛國の兵三百ハ士兵五

百を率ゐて總勢八百人北甯よき同國なる諒山鎮に趣くんと既に該地と發足凡そ二日程の處に至りけるに此にろの山中に於く圍らそ數千の清兵にあそ出會ひたを見るふ清兵はかねてよと待設けたる事にやあらん此の山中の路を塞がれてろれ要害に野砲を備へ隊を分ち兵を配りて佛兵の過るを迎ひ擊ちより佛兵ばろは兵僅かに八百人それさへ半の士入なりあひ大兵必圍み撃みられて何じのれおきに苦しまさらん應擊して戰歟合或は進ミ或は退ミそれ日も遂に擊ち暮りして翌れば二十四日となれ里この日最後の戰争に佛兵も苦戦と極め僅かに敵をば追ひ退タおカ清兵れ凡そ四千皆あ西洋形の銃器を帶ひ殊更不意に戰ひあきは死傷も甚た少くらすみ乃日佛兵乃戰死せ者も四十五人負

傷六十亜人の多死に及べ去る程に佛軍を直にうの山本營ふ報が本營よどハ急報を以て事の趣を本國よ傳ひ豫ねて本國へ引揚ぐる筈なま東京の兵ともそのまゝ留まらざめふり或ひ曰ふみの戰争之清國の兵より開拓しに非らず同日佛軍清兵の營に到と天津條約の趣意に基ひ速かに同地を引揚ぐりよと言ひ入れけれハ清兵ハ本國より其使命を受ク本國政府へ急報をあま防兵引揚の命令を受くるまで暫もく猶豫と與へよと言ひけるに佛軍大いに之する故あり今より退軍せ用意の間一時乃猶豫をば與ふべきと恕とてろれ命みど我の知る所ならモ永だ猶豫と與ふ求めたるをと其將た何れが是なるを知らんや聞記の休

題佛國政府ハ此の報ヒ聞キ大いに怒シテ言ひタるハ是れ
 清國ハ不法の極きよくあり天津豫定の條約じょうやくふ據すこし之うち北約既に負
 調さひ掌ある上じやう直ただちに北圻ほく防ぼう兵へいを引揚ひきあげくとあるに約に負
 ててろの兵へいを留るめめーの少すくなく剩あまつささへ我わが軍ぐんに對たいあく突然ぜん不
 法の戰たたか爭めざめを仕掛け四十の兵へい士しと殺ころすに至いたる清國實に
 和わヒ好こまさるああ是これ少すくな時ときも打う樂らくて難むずしと更さらに公使こうしバテ
 ノートルに命めあ軍費ぐんひ償さなひと志して二千萬法一億万弗ふくの償金さな金きん
 を清國政府に要むね求めに及およひタる清國政府せいこくハ斯すくと聞きてあ
 れも亦負まつけぬ氣きなり否いや佛國ぶつこくハ彼かれの條約じょうやくに防ぼう兵へい引揚ひきあげ云々
 とあるを見みて直ただち防ぼう兵へいを引揚ひきあげけよと言いえとあれ甚ひどく不
 當ふさのあとなり天津とう條約じょうやくの價かの約やくを確定だんしたるものに
 ハ非あらぞ和わ議ぎの條約じょうやく確定だんせざるふ怎どう兵へい士しと引揚ひきあげぐるを

得と然らると佛軍ぶつぐんハ我わの兵營へいえいに迫おり強いんで不法の退軍たいぐんを請う
 ひ事遂とひに此こに至いたりしとや償金さなの談判だんばん受うくるの理りありと
 再またび兩國りょうこくの給き議ぎとバ起おき一いつける此こに於おて佛國ぶつこくにてて公使こうしハ
 テノートルふその全權ぜんごんを委まね又またた清國せいこくの曾國そうこく笙しょうを以もつて全
 權ぜんごん大臣だいじんとあし更さらよ上海しんぱに償金さな談判だんばんとば開ひらたける實じつに同年そんねん
 七月下旬げつある佛國公使こうしハテノートル清國全權大臣だいじん曾國そうこく笙しょう
 ハ上海しんぱふ會あして談判だんばんを開ひらたけるが今いま再また度どの紛議ふんぎなり兩
 國こくともよ和わと嫌きらふにあらぬどその熟決じゆけつ歩あるしからず斷きり
 纓は比ひ命めい千鈞せん重おきを繫つぐ如ごくその危あやと言いふ許まを無なし
 さるからに此この際ときに黙だ難むずきの同盟國どうめいこくなり若わも兩國りょうこく和わ

議の破壊愈々戰ひを開くに至らば通商貿易の道忽ち塞
がりその害實に鮮あからずこれ謂ゆる近處迷惑傍観し置
くとならずとく彼の實事仕の迷公使は如き差詰め兩國の
間に立ち入り先づ其比中裁と爲さんと試み尋で獨英兩公使
の如にも最後の中裁を試むる母至りたあれ實に清國政府
が兩國紛議の事情を陳べて各國公使に照會をあしろの理
否曲直の公論を問ひよせばあり諸その清國政府が照會の
文

去年十月中旬本衙門(總理衙門)へ越南ハ中國に屬する二
百余年に亘て毎年兵を派出關を出て北折地方に於て
小賊を剿滅したる事及び中國ハ法國を和ヒ失ふの意
あき事等と以て各國大臣に照會せし本年四月中法國

の福總兵(フュルアブリジ)ハ天津に來たゞ北洋大臣大學士李鴻章と
明條約五款を議定し李鴻章より具奏せり我皇帝ハ屬
國の故を以興國比好みを失ふと致すと欲せを遂に李
鴻章に命志全權大臣とあり法國福總兵と四月十七日
を以て彼此簽押しと據とあさ志めたゞ此の約の第五
款に兩國よど全權大臣を派あ三月後に以上の各節に
照玄詳細比條款を會議すへ玄云々と掲げたゞ此款條
約の本意の在る所を案照するに納內分界の通商及び
防軍ハ邊界の何處に引退くへく貨物ハ邊界の何處に
運移すへきの各節ハ彼此均く三月と竣ち條款と會議
玄く後始めく能く款を案玄て施行をへ玄是を以て中
國ハ滇粵防越の各軍に命し暫く諒山保勝北一帶の原

地を守り前進することを得さらぬめ爾後陸續と志く撤退迄以て約内三月後乃期を誤るみどあらしめたるに閏五月初五六日等に於て兩度總督の電報を得ひ至法兵ハ初一日觀音橋粵軍の原駐する所に至り聲言志て曰く邊を巡り三日内に諒山を要そと先づ砲を放てて我軍應撃し互に死傷あり等の語あり本衙門に託異の間に在リ初六日法國謝署大臣ハ署に來り面稱する様福總兵天津に於て李大臣と條約三款を續定し廿日に諒山高平は防軍を撤回し四十日に保勝の防軍を撤回ることと限れり法兵ハ此期限に依り往て諒山を取り防軍の爲に攻撃せられたゞ云々と本衙門の簡明條約を検査するに五款の外別に續約あるな

し即ち李大臣に問合せ玄に福總兵の天津に在り去るに臨み一時曾て此說あり然も并に未だ允許せずと稱せど其他往來公文の憑となすべどものも無し是れ法兵の諒山と取る未だ誤會を免れず福總督期限の言ハ必ず其も法國の意ありて敵を挑むに非ざるべし中國ハ和局を全するを以て重とす故に觀音橋の役に我兵士の傷亡をる三百余人あるも法國に向ひて償費を求索せず并に先づ發砲とあしたる理由を詰問せざるあり嗣て法國の新任全權大臣巴ハ行て上海み至ると聞て當さず欽派一日と尅して天津に越た巴大臣の前來を待ち約に照りて條款を會議すべし與るに巴大臣は未だ天津に來らず近おろ射署大臣の照會に接せ

に中國に請ひて兵を退け銀を賠はんとと請ひ並に
自から押款賠款と取るに語あり簡明條約第二款を案
するに北圻の各防營は即ち邊界に退回せんむべきと
分明記し現に己に諭旨と銘述し中外に宣示せり第三
款にハ法國の中國に向ひて賠費と索めざると明記
せり今や諒山の事ハ本法國ハ期限と誤會せんに係れ
り然るに却て中國に向ひて賠費を索取す既に第三款
と顯然相背けり且つ未だ全球各國に此等無名ハ兵費
あるを聞かば中國既母各國と和好し永遠を期せり此
の無名の兵費を承認し公法ハ爲めふ不直とせらるゝ
能ハず各國も亦其久しく交るハ中國を以て無名の兵
費を出そとを座視するハ各國の願ハざる所あらん中

國通商ハ各港ハ各國ハ商民幅湊せり中國均しく保護
モヘ玄即ち各港法國の官民商教も亦一休保護の列に
在ヌも玄償を索むる乃故より法國遂に兵船を以て各
港を援ヌ以て貿易の阻滯財産ハ損傷と致さと一切法
國ふ於て其の賠補に任すへあ絲毛も中國に係るみと
ああ各國共ふ各處の商民を禁止玄私ヌ自ら軍前一
切ハ攻戰食用物件と取引そることを得せ玄めす以て
公法と守ら玄むへし因て特ふ其始末を略述玄並母漢
文法文の條約照會及び電報信函等を印刷し各國ヌ布
告一て此事を聞知せ玄む是非曲直各國自ら公論あ
る可し務めて希ヘく之垂照せらるよ
然るふ清國ハ尙ほ償金の掛合に乗らモ五十万兩ならん

の出あも玄やちが一億弗とへ以ての外なと此の五十万も
償金ふひ無く戰死の遺族に恤み遣るなと摺つゝ揉んびと
押合ふのみふく上海の談判擲ごらさとタれを佛國之早や
もどかしくやあ至タんこゝに威嚇の手段を牙施乞タる抑
もあれを何とのする同八月五日佛國は東洋艦隊「ウヰラ」
號の臺灣雞籠港を占めたること是れあとそもく此の雞
籠港といふは清國の管轄する台灣の北端北緯廿五度東經
百廿一度又位一島淡水港は東北母在と此より清國の砲
臺もあとて又た近傍より多くの石炭を出玄みの島にく
の開港場あるにぞ蓋玄佛國の償金の抵當心のねてハ兵威
と示さん策みて突然こきを占めふるある可玄實母ふ北佛
國が威破の手段こそ其れ威嚇の功と奏せ毛却く談判破裂

れ本入とれあ至たを上海は談判決せざるに先だち佛軍妄
りに雞籠を占めたりとの報を聞妃ければ清廷今ハ大いに
恕とあれ愈々不法の處置なり佛國談判の最中に當り斯る
不法の處置あるのうハ早や談判も是れまであるぞ爲す由
あとといふ情務ふ猶再佛國も敢て屈せず互いに手強く張
合けをバ各國の中裁論もその功を見ず佛國公使ふこれを
拒まを又た清廷ハ曾太臣を召還して上海の談判ハ全く破
れ佛國遂に戰ひを宣ふることとれありぬ實に八月二十
有三日あり此に於ての福州の戰ひ始まる

第四回

話頭始ふく舊に復りて此に佛國軍艦雞籠砲擊の實況を記
さんに雞籠港と前回既に記せし如くこれ清國は防要にあ

て爰に三座の砲台あり此港の右岸に在るものを第一號砲台とある之に大砲四門を備ふ港に入るみと數町に亘て左岸の漁村小高處にあるもの之と第二號砲台とあす充虜砲五門を備ふ又た進むこと數町に亘て左の岸に一の砲台ありあれと第三號砲台とあす此母も大砲三門を備へ當り此の三號の砲台を過た一英里に亘て稅關あす稅關の上まを雞籠鎮ふく石炭坑へ第三號砲台北東方に在りとぞ最も碇泊り居する佛國軍艦四艘を各々俄に手分とあり第一「ガリッヂール」號を第二號砲台に「ブライス」號「リウデン」號を第三號砲台に向たりは配置既に整も發砲又及ばんを勢ある七月五日前八時十五分のことありける豫てより同港ふ焉台場と守る清將曹志忠の須破開戦と覺へたと號

令を下玄て用意を爲すに早や佛艦ハその檣頭に紅旗を掲クテ發砲と告々すり砲台の方へも紅旗を掲け發砲の應答をあせばこの時晩し彼の時早玄双方ともに砲發あけり清軍の第二號砲台に在るものにハ曾て熟練の砲手やあらずん佛艦の射擊に劣らず一發として虛彈あくその第一發ハ「ガリッヂール」號北船身喫水より二三尺の所を貫き第二第三發ハろの砲倉と貫だよりさて第四彈を連發せんと既に薬を砲中身裝置するがこの時佛艦よと發せ玄砲丸矢庭母來りて其の砲門に中り忽ちおきと粉碎あ玄ければ何かれ以て耐るへき居合ひす兵士十名許り打斃されて即死せりあの有様に清兵ハ人波打つて崩れ立ち早や防戦ハ叶ひぬぞと狼狽廻つて臺場と去りけり第三號砲台を如何と見

る。此の尙ほその發砲をあさるに先たちと二艘の佛艦より劇志と砲撃と受け又た第一號砲台とても同様の有様ありけれり殆んとろれ防禦に苦玄ミ未掌一發の砲丸とも發せを一そ清兵へ殘らす退軍あ玄たゞ斯リ玄程に佛艦へ猶は勝に乘して砲擊をあ一清兵全く砲台と去るを見認めて此に初めて發砲を止め水兵僅のに百三十八艦を下りて砲台に上り第三砲台に我の旗を樹て喊呐を作て戰勝を示め玄ぬふの日清兵のあの砲台を守れるもの大約壹万人隊を號一けるとそさて翌六日とあ至タれば佛兵へ早天よきを整ひ兵を營め軍器糧食と陸に移玄四門の大知を砲台に据へ彼の山上に營と結ひて猶やも内地に進入せんと隊伍乃部署をあモ折柄俄かに押寄せざるハ一千の清兵なり初

め清將曹志忠ハ脆くも砲台を陥へられ數千の兵勇を以て僅に百餘の佛兵に敗るをたること如何に玄とも不甲斐なく慚憤に堪へざるより砲号と距るあこ數里の内地ふ駐まり兵と整ひ馬ふ飲ひ返擊て砲台と奪返さんと既に軍を進めりるが折柄來と會玄たるハ猛將劉銘傳なり劉銘傳ハ先年清國內地に長髮賊の亂あり一時大いに武名を著へたる勇將に志て今ハ台灣の督辨事宜官と玄雞籠よ程遠からぬ淡水港に駐在せず即ち曹志忠の兵の如きも皆ある。劉氏乃部下に屬せり劉氏ハ淡水に在りこの戰報と聞めた時を移さずこの處に來會しけるに部將曹志忠の軍を進め既母開戦と見へければ顧みて一軍に諭一けるハ我を最きに皇帝の命を奉じ長髮賊の亂を平げてより此に十餘

年常に休養して軍事に従はず此度又命を奉けみの地に來れるが筋骨甚ぶ健ふ志て勞を覺へざれを十分國家に力を盡そ足をり汝ら宜しく千日兵を養ふれ一日これを用也が爲などといふ事を覺悟じ各々奮て敵に向ふべ志決一且つ令玄と曹志忠章高元の二人に佛兵の脊後より攻め擊た志め自己の前面より真向に進撃して砲丸の面を掠め雨の如き飛ひ来るに逢ふも毫志も噪かず大聲を發して士卒を勵ま志汝ら決して恐るのみと勿れ人れ自のト抱丸北來ると知れども抱丸能く人の在處と知るよと無し苟くも忠義の心を存當ハ抱丸を自ら我と避くへ志進めくと勵ます言葉に士卒ハ大いに奮ひ起と先を争ひて進撃志々を

の早や激戦とあざふタる佛兵ハ彼の砲臺を始め稅關山上の三ヶ所母屯志遅く佛國の旗を列ね力を極めて砲戦志けるが時偶々大雨あり道路を濫ひ泥を流し山路の歩行甚き嶮なるに佛兵は皆皮靴を穿き斯る山路ふ憤りさをば進退殆どわが意に任せ殊更僅少の水兵と以て數千の陸兵を受たりあるあれ衆寡敵せず戰ひ敗走臺台を棄て本船に遁れぬ清兵へ逃るを追ひ佛兵の軍旗砲門等を奪ひ直ちに進んて海岸に至りけるが海戦へ一步と譲りぬ砲門へ貞し砲手の熟れたり三艘の軍艦砲口を並べ砲へ間も無く射撃一け色を今ハ清軍も競ふ由あく少々退きくぞ山巔と守りけるおの戦ひに佛兵死死者一名負傷をせしも其合せて六名生擒らし者一名あと軍器ハ四門の大砲を始め

旗章軍糧等若干品何れも清軍に奪ひ去たりとぞ實に一時
比激戰ありたりるの日も既に擊ち暮りし翌れば七日とあ
そぐるがふの日佛艦「ガリッヂチール」號の邊かに二發の空砲
を放ちろは檣頭に黃旗と掲げて船中に虎烈拉病ある旨と
報々暫くしく又た白旗を掲げ休戦の意を示しけまば清
軍もその意を領一戰ひれにて止みぬ程も無く佛軍の
同袍税關長に托し清將劉錦傳に艦中へ來りんことを請
ひタれを税關長の山劉氏に報じたるに劉氏の未だ上
輸あけきハ船中に行くことを能はず評議あらば上陸にて
當營に來たるよど答へタルが佛將ハ遂に來りぞ猶母
うれ評議の意を何事ぞと問ひタれバ佛將の答へよハ兩國
未だ和を破らず然るよ今まで此の舉に及び一の事固に已む

と得ざるあり初め佛軍の思惑にてハ上海の談判日に遷延
一和議甚だ拙らざれハ斯くな一て砲台を占めあハ速か
和局を結ぶに便宜ともならんとの意にて只ざ砲臺ふ據る
相約して開戦をなさず始らく上海の談判如何を待つべ
との意ありしとぞ却つて説く劉錦傳ハ既に佛兵を追ひ退
けたりければ先づ海岸の防禦をあさ玄め且つ一隊の軍ふ
命玄て近傍の石炭坑に火を放け玄め三千噸餘の石炭を悉
く一時又焚死棄て玄め學り或人大きにあれを怪し
と何故ぞと問ひタれハ劉氏笑つて答へるハ此の炭坑ハ
既に採掘餘アあくあて利を得るみと甚た少ある然れども
清廷ハ年々多くの経費を費し却つて佛人の垂涎を招けり

今日にあつてあれを廢せさせり何れの日かあれと廢する時わふん
且つ我れ頗て自ら之を本に還す時わと汝おなむふ決一だいて心配せ
うとて石炭の燃るを見つゝ談笑自若より志きと眞まことふ儒將じゆじょうの
風かぜありとて人ひとふ大おほいに服したりとぞ實じつふや亦また一ひと夕よの好すき
話はなしといふへー

編者曰いわ是れより愈よく福州開戦の實況に入るを以く
ろの戰況も極めく壯さうんにて實に兩強雌雄の爭ひ一大
活劇はなげと見得るに至る可けれど其は未嘗精確ある報知
を得す事頗ふる類似に涉たるもの多けれハ此に姑よく
筆ひを留め以て後報の到るを待つ但ただし後報到着の上迄
直ちにその出版に着手あつづけし速刊行そくかんこうとなす手書てしょに付一
周間じゅうかんを出てをみて能く第二篇だいにを發児はつじんするみとと得へ

し看官さんかんあれを諒せられよ
因あつふ曰清佛兩國の兵力を知らんが爲め母此に清國の
軍艦ぐんかんと及び佛國の東洋艦隊とうようかんたいと記さんに清國の水師
ハこれを四つ又分わけらち第一を北洋水師ほくようすいしと玄第二を南
洋水師なんようすいしと玄第三を福建水師ふくくいすいしとし第四を廣東水師こうとうすいしとす
北洋水師ほくようすいしの所管軍艦しょくわんぐんかんハ鎮東、鎮西、鎮南、鎮北、鎮疆、鎮海、操
江、威遠、鐘離、超男、揚威水、雷船、飛虎、湄雲、泰安の十六艘そうに
玄て鎮疆威遠の二艦かんハ砲數各七門ぱうすうかくしふんと備へ以下の諸艦
ハ五門ごもんよて三門さんもんに至いたと各差さしざな砲數合計あうけい五十五門ごじゅうごもんと
そ其乘組人じゆうくじんハ一艘いっこうに付三百七十二人さんひゃくしちじんを最多數さいだんすうと玄
六十名めいを最寡數さいがくすうと玄合計あわせ二千二百四十二人にせんにせんよんじゅうにじんあと噸數とんすう
は一艘いっこうに付二千百五十噸せんひゃくごじゅうと最多數さいだんすうと一三十噸いっさんを最寡數さいがくすう

數と一合計七千四百三十八噸に玄く其製造材料の鎮東號より鎮疆号に至るの六艘の何れも鉄製ありとす南洋水師所管の軍艦の海安、駁遠、測海、威請、登瀛洲、請遠澄慶、龍驤、虎威、飛霆、策電、鐵甲船、金歐、清風、掛星の十五艘に玄て海安駁遠の二艘の砲數各二十六門以下の十三艘の八門よし二門と乘載す其乗組人員の一艘に付三百七十二名を最多數とあて二十名を最寡數と之合計二千百三十一人あす其噸數の一艘に付二千六百噸と最多數と玄二十噸と最寡數と之合計一万一千七百八十噸とす靖遠号以下金歐號ふ至るの八艘の鐵製にいて其他の皆木製あり福建水師所管の軍艦の揚武、福星振威、福勝、建勝、藝新、長勝、超武、萬年青、飛雲、清安、元凱、千

ンシンは十三艘にて其砲數の一艘に付十一門あると最多數と玄二門あると最寡數とし合計八十二門乗組人員の一艘ふ付三百五十名を最多數と玄一百名を最寡數と玄合計一千五百五十名噸數の一干四百五十噸より二百四十噸に至る迄各差ありて合計九千八百九十一噸建勝號超武號の二艘の鐵木合製あれども其他十一艘の木製あすとす廣東水師所管の軍艦の鎮瀟安瀾、絞請、靜波、廣安、澄波、緝西、執中、永保、海鏡、琛航、安瀟、海長、清永、安靖、海廣、靖靖、氣鎮、東惠、安鷹、梳、橫海、海鐘、清、海東雄瑞、端正、チイントン、ボリト、永濟、公濟、捷安、蓬洲海、宣威請江、翔雲、健銳、利涉、浚風、濟川、利濟、康濟、廣濟、翼虎、精捷、寬濟、裕民、化善、鎮海、橫江、神機、チエーヒン、チヨワントン、ヤ

エンジニア、リーレエイ、八五十三艘にて其砲數を一
艘に付八門あると最多數と一二門あると最寡數と玄
合計百五十九門乗組人員ハ一艘に付百廿名を最多數
と玄十名を最寡數と一合計千九百五十一名噸數ハ一
艘ふ付千三百九十一噸を最多數と玄廿五噸を最寡數
と玄合計八千四百六十八噸鐵船ハ海鏡號、琛航號の二
艘鐵不合製のものハ綏請、緝西、利涉北三艘にして其他
之皆木製ありとす此四水師所管外に惠吉、恬吉、ホン
シン、ブッ一靖安、モートウ、海東雲、エイチアンシンの八艘
ありて其砲數合計三十五門乗組人員合計四百六名噸
數合計九百二十噸あり其他日耳曼のステーチン製造
所にて製造したる遠洋、鎮遠、外一艦及英國に於て製造

玄だる砲船十一艘あと總計大小の軍艦百十九艘あり
砲數四百余門乗組人員八千三百余名噸數三万八千五
百噸余にて内砲艦廿七艘甲鐵艦九艘小漁船十二艘
帆走船十五艘運送船七艘傳令船三艘其他ハ形質詳
トヨ北洋水師の軍艦中鎮東、鎮西、鎮南、鎮北、鎮邊鎮疆
六艦ハ英國乃製造に係るもれにしと南洋水師乃龍驤
等五艦を併せて皆堅牢ありと稱モ中に就て鎮東、鎮西
鎮南、鎮北の四艦ハ「アームスツロング」三十九噸砲一門
を備へ迴轉するに水壓力を用ふ其乃他十二磅砲二門
蜂巢砲二門と備へ海兵ハ皆「レミントン」銃と携帶を鎮
疆號乙三十五噸後裝砲一門十三磅アームスツロング
砲二門蜂巢砲二門ノルダーンツエル砲二門を備ふ揚武

艦かんハ同治どうぢ十一年福州乃製造に係る者母志おもしテ十一噸砲
 一門いちもんワーセウル五十六磅後裝砲八門はちもんホーウウイツ
 ル二十八磅砲二門を備ふ福星艦ふくせいかんハ同治九年福州に製
 造とすヒ磅砲一門五十六磅後裝砲四門と備ふ福勝艦ふくしょうかん
 光緒元年英國の製造に係るも乃に志て之と甲鐵艦かいてつかん
 第一號だいいことあモアームスツロング三十八磅砲一門はちもんワ
 ル四百磅砲一門と備ふ其他鎮海ヨリーリンエイに
 至る諸軍艦しょぐんかんハ同治六年後英國上海福州廣東香港諸製
 造所れ製造に係るものにて艦内備ふる所の砲煩ぱんハ甚
 ひ巨大あらざれども概概タルツブ砲アームスツロング
 确蜂巢はちまき艘ふね此種類を備ふと云ふ又佛國の支那艦隊せなかんたいハ支
 那海に在る也

ウヰクドリユース號 <small>(甲鐵艦)</small>	砲數八門
バヤー號	(同)
アタランテ號	(同)
リオムフハンテ號 <small>(同)</small>	同四門
リウナン號	(同) <small>砲艦</small>
リーン號	同十二門
ウヰベル號	同同門
フハンフヤ號	同二門
レオパー號	同二門
ケルセーン號	(同) <small>巡邏艦</small>
ウヰウイス號	同二門
同十五門	同六門

ウオルタ號 (同) 同同門
 ハメリーン號 (同) 同同門
 ベーセバル號 (快走艦) 同四門
 ドラ号 同五門
 プラウヰル號 (同) 同同門
 デーラール號 (同) 同二門
 ドラム號 (同) 同同門
 アロート號 (同) 同同門
 エターナル號 (同) 同二門
 アンナベイト號 (運送艦) 同同門
 マイク號 (同) 同同門
 右の佛國艦隊は東京灣より支那海に至るまで間あ散在す
 此外ドローウヰル、シヤトウソノウの兩巡邏艦カラ
 在す
 トローワヰル、シヤトウソノウの兩巡邏艦カラ

セシ、マニユウ、ヤケガレ、バチの四單桅船等あと昨年順化府砲擊乃前迄ハ右の諸軍艦に水雷火船數艘を加へ其數凡そ三十艘にして其大砲百十一門乗組人員三千百二十九人に過ぎざとが其後昨年より今年に掛け佛艦追々加へて昨今安南より廻りて支那海又至る所々に佛國軍艦凡そ四十二艘あり又柴棍以西佛國馬耳塞及ヒックロン等の諸港に往來せる佛國運送船は凡そ十艘あると云ふ

明治十七年八月廿六日御届
明治十七年九月十五日出版

定價拾五錢

滋賀縣平民

福島幾太郎

大坂府南西未吉橋通
三丁目十五番地寄留

發兌所

廣告賣發價減限有

○○○○西洋紙
定價一千五拾
府外郵稅廿四
錢
一冊
御注文比際り郵
便切手代用を諾
す尤信書中へ堅
く封込み御送り
よてよろし

現今行政機關規則
頒戶部規則
通鑑言則例
書立
內閣總

此書ハ豫而石江湖諸官ノ大贊成ヲ得タル完全無比ノ法律書ニシテ卽チ日本帝國政府製定發布セラレシ百般ノ法律卽チ明治元年ヨリ同十七年六月商標條例改正ニ至ルマテ凡十六ヶ年半ノ頒布ニ係ハル條例○規則○訴訟○戸籍○願届五法則ナ部門ヲ剖テ類聚編纂セシモノナリ今之が編

條例門 ○郵便○電信○出版罰則○新聞○集會○寫真○篆章○教育○徵兵○古物商
取締○官吏恩給令○官吏非職○地租○質屋○商標

規則門 ○府縣會○區町村會○府縣農商工諮詢會○地方稅○請願○鉄道○鉄道犯罪
○証券印紙○船稅○回漕貨物取扱○船各開港場出入○危害品積込○不關港場○難船船
救助心得○日本坑法○賣藥○藥品取扱○賣茶印紙○煙草○酒造○醬麵營業稅○石油
取締○車稅○銃砲取締○度量衡改正○牛馬賣買取締○鳥獸獵○利息製限法○遺失物

○土地賣買讓渡○土地分割取扱○地所質入書入○地券証印稅○驟田切開切添地等處

分○脫枕ノ爲ノ土地ヲ欺隱スル者處分○建物書入質○建物賣買讓渡○富錢處分○傳染病豫防○行旅死亡人取扱○外國人遊歩期程○賭博犯處分○印紙類賣捌

訴訟門 ○治安裁判所及始審裁判所權限○控訟裁判所權限○大審院權限○裁判所取締○勸解手續○始審手續○控訴上告手續○出訴期限○負債者失踪後ノ訴訟○裁判執行○身代限○訴答文例○訴訟入費償却○代言人○代理人心得○証人ト爲ルコナ得サル者○公判ノ証人○鑑定人心得○鑑定人ト爲ルコナ得サル者○公判鑑定人○告訴及告發○私訴○裁判所召呼ニ對シ遅不參スル者處分方○法律規則中罰例ニ係ル者處分方○監獄則○各裁判所位置及管轄區圖表○証券印紙貼用心得方便覽表○訴訟用野紙用ヒ方心得便覽表○出訴期限心得便覽表○裁判管轄出訴心得便覽表

戶籍門 ○戶籍法○任官平民ノ家族取扱方○華士族家督願中病氣死亡届出方○華士族平民婚姻及養子取組○華士族ノ子弟厄介分家等民籍編入○僧尼族籍編入及取扱方○脫籍無產ノ者復籍取扱方○復籍人遞送手續○脫籍無產ノ徒懲役期限使役○復籍人及旅行倒死變死人ノ諸入費並遺物處分方○逃亡人及失踪人届出方○結緣離緣結婚離婚ノ効○外國人ト結婚○五等親ノ圖○子女アルノ寡婦人婿相續及實子女アルモノ他ヨリ養子女○棄子養育○合家禁止○男女ノ戸主其家名ヲ廢シ他ヘ入夫或ヒ養子女又ハ實家ヘ復籍○人身賣買書入禁止及奉公人雇期限○私生ノ子○外國人居留地外住居○服忌令○葬儀○兵役ヲ竟ヘサル者ノ分家

願屆門 ○送籍○寄留送籍○綠組○養子○跡式○驟居家督○人力車檢印○荷車檢印

○免枕車廻印○改名○地券書換○官地拜借○小學校入學○小學校生徒退校○師範學校ノ學○教員試檢○版權○病氣療養他行○父母病氣侍養○銃彈○物品寄附○飲用水検査洗湯營業○牛乳○賣藥請賣○賣藥行商○途中行倒檢視○奇持者嘗與○廢嫡○勸解○訴訟願下○臨時寄宿○出產○病氣○死去○頓死○變死○轉宅○寄留同居人○止宿人○加行○家出○歸宅○婚姻○離縁○雇人○外國人雇○遺失○紛失○拾得物○盜難○改印○改肉○生徒休學○學校建築落成○學校臨時休業○出版○納本○徵兵道齡○國民軍年齡○逃亡人○逃亡人歸宅○旅人宿創業○白米小賣創業○諸職工創業○諸營業廢業○例祭○三大節賀表○賞與請書○拜命請書○府縣會議員當選請書○兵役志願書○容體計○養子約定爲取換之証○甲子預リ之証○養女約定爲取換之証○筆生採用伺○幼稚園設立伺

以上記載ノ種目ハ其概略コシテ猶數十種雜則并ニ諸便覽表等ヲ蒐輯シ官民ノ切要ニ體實ニ日本人民ニ其法律規則ナムスル所ノ針路ヲ分明ニ案内スルコト磁石ノ北方ヲ示スガ如キ重寶ノ良書也裏ニ初版再版ニテ五千部賣尽シ今又三版製本出來相成候ニ付ク可カラサルノ良書也本日ヨリ部數二百部ヲ限り壹冊金八十一錢ノ減價コテ發賣致候間此際賣切レ不相成内ニ一本ヲ購讀セラルレハ至要ノ場合ニ障ムセ過ナキニ庶幾ラノ但シ三版ハ賣切レ候其他ニ差急キ候出版物ニ取扱リ居リ再ヒ印刷不致候間其御積リニテ至急御購求可有之此旨爲念申告候也

發賣所

大坂心齋橋北詰

駿々堂

書店

柳條亭花彦著述
一龍齋國松表畫

勤王餘聞園の常夏

美本全一冊
定價卅五錢
府外郵稅十錢

右の花彦子が著述して此花新聞紙上に御評の續譚を一冊讀切の美本に仕立表畫並に
插畫其國松子が緻密なる筆を振る玉たる至極面白を小冊分れへ續く御注文の早奉候
春宵話立派街夜作樂

全書冊讀切 定價三拾錢
郵稅 六錢

此情史は宇田川半痴先生の才子佳人の赤繩
奇縁を寫せし者也貞婦の貞操俠夫は俠游亦自
ト閑懲に益ありせし行文流麗脚色面白き一
の診書なり世の才子佳人請愛玩あらんとぞ

寶錄小芝廻山風

宇田川文海校正旭亭芳翠表畫
一冊讀切○定價三十八錢
○全書郵稅十錢

此書は客年來朝日新聞紙上に掲載して江湖の
御高評を得たる續物語にて勸善懲惡を示し
たる極面白き美本あり

發賣所
大坂心齊橋北詰北入 稗史館

清佛戰爭實記

第二編

福島幾太郎編輯

大阪

稗史館出版

勤王　一龍齋　柳蝶亭花菖　表畫

聰聞園

(一) 常夏

美本全一冊
府外郵稅十錢

右の花菖子が著述して此花新聞紙上に御評の續譚を一冊諺切の美本に仕立てて大図並に挿書其國松子が緻密なる筆を揮ひきかる至極面白く小間それへ續く御注文の早奉候

春宵電話立木街夜作樂

全臺冊諺切 定價三拾錢

郵稅 六錢

寶鏡小芝廻山風

○研讀切○定價三十八錢
○全臺郵稅十錢

宇田川文海校正旭立芳琴表畫
此書の客來朝日新聞紙上に掲載して江湖の御高評を得たる續物語にて勸善懲惡を示したる極面白き美本である

發賣所

大坂心齊橋

碑

史館

清佛戰爭實記

福島幾太郎編輯

大坂

碑史館出版

第二編

清佛戰爭實記 第二編

第五回

去る一程に八月廿三日午後一時頃のと、かよ佛國の東洋艦半島に到着する。指揮官ルベーは軍艦七艘を率ゐて福州の河岸に上陸し、法租界の領事を取り俄に紅旗を檣頭に掲げて頻りに戦いとをか猶豫に及ばん卒撃てと號令の下に七艘の軍艦へ更にこれに應せざりければ今れども本艦數多かりければ此の日福州に碇泊れる清艦へ一艦度何に促されぬ。本艦なる揚武號を首めとして兵船太約廿二艘砲艦合せて三十艘の軍艦を狼狽する。艦を狼狽する。



碎かれて氷に沈むも少からず遂に本艦揚武號さへ彈丸等盡くこれを破却し難なく此をば乘取りたりこの日清艦の沈没せしもの揚武號を始めとして大約八艘又た佛艦の打ち沈めらるゝものハ兵船僅かに二艘ありしと約六千百三十餘里清國の里程ハ我が六町餘を以て一里とそにて臺灣の對岸ある福建省に在りこの海岸に注く閩江の河口より溯ると百里にして福州府の省城に達すこの府ハ西曆千八百四十二年即ち道光廿二年英國との條約ふ於く始めく貿易場とあり福建浙江

江總督(今乃總督)ハ何環あるに駐在する所に迄て居留外國人も頗る多亥支那南部ハ要衝は是より先清佛乃關係漸く困難あるを見て翰林院侍講學士張佩綸を以て會辦福建海防事宜と爲亥之を福州より遣えて専ら海防事務を司ら亥めよりして張氏赴任後清佛ハ談判將又破裂せんとする兆を現した臺を増築一金牌關の砲臺二座ハ既に其功竣りて大砲を備へ佛軍ハ侵擊に用意せり又諸省乃兵勇を此に召集亥廣西雲南兩省より各二千人を募り土兵を合せて既に七千人に達亥されば六十人づゝを以て一營とあ亥之を南台ふ集めく府民の騒擾を鎮せしめ萬壽橋

には兵二百と屯玄て土匪比機に乗一て槍械をると防
き各國領事館及び關稅館其他五箇處の居留地每は各
兵と置て之と守卫居留地に一箇所毎に七十人を
派しく之と保護すると爲せり張氏の部署詳右の
刻くあれバ府民中に日々種々の風説あり人心穩の
あらず殊に居留外國人皆兵火の難に罹るを恐れ
或ハ香港に遷り或之廻門又避々皆負擔玄て立つの勢
あり福州碇泊乃英國軍艦ハ士官二名兵卒四十名と上
陸せしめて同國人の居留地を保護したモタると不猶
内地勢乃精玄きとハ地圖に就れておきと知りたまへ
めし

是より先上海駐在の佛國公使バテノートルハ清國全權大臣

臣曾國荃と北間に開きたる償金比談判前回にも記せし如
く兎角遷延玄て抄らざるれば心私に以爲ふく現くて
ハ口舌比争ひも路幾んと絶ぬ及の日本國政府に請ひて事
を干戈に決せんにハと乃ち電報を發玄て兵と請ふと四回
に及び玄々皆を許されず佛國政府ハ電報と以て應へて曰
く清國の民間戦意あるう又た曰く成るへく前授の策を用
る可からず軍艦の水兵ハ決して上陸せ玄むるなと又々そ
れ最後の電報に曰く最早談判を中止せよ公使バテノート
ルハこの最後れ電報を得るや直ちに水師提督クールベイ
に報いて曰く戒心あれと尋いで彼乃鷄籠砲擊のとに續ひ
て北京駐在の代理公使セマレー清國政府母旗券を請ひこ

の券てがた和議わぎ破わぶし後敵國のちかくこくの公使こうしが敵國のぞのくにの軍中ぐんちゆうを無事むじよに通とお少すくなたりとれ報はうと聞くや提督ていづクールベイ以爲おもひらく公使館こうしけんを引揚ひきあげを去さる天律てんりつに至いたらセ李鴻章り等とう又また追おふて天津てんしんに至いたり同どう地ぢに於おて第三回さんごうの和議わぎ談判だんばんを開ひらか事こと大おほいに遷延せんえんするに至いたるも計けいられ走はし因いんてへ若ク走はし今いま先まづ福州ふくしゅうを略取りやくしゆく以よて姑おら此この地ぢに據すわらんにいと遂とひに意いを決きして廿三日じゅうさんじの事ことに及およぶや豫よーめ福州ふくしゅう碇泊碇泊の清國せいこく兵艦へいかんに報トて曰いはく兩國りょうこく乃事の不幸ふしあにして其そ乃和わ破はをむべしと然らるに如何いかある都合つあやありけんその期ときに先まだつ幾いくんと一日いちにち即そち廿三日午前八時ごぜんはを以よつて砲擊ほうげきを始はじめふ

にぞ戰法せんぽうに據すわり豫よて數回たゞか紅旗こうきを掲あげて當あるにもせず清軍せいぐん怡あも不意ふいと擊うたれし有様ありさまにて水兵すいへいの狼狽ろうばい大方おほあらず遂とひふ意い外ほかの大敗だいひを取とるに至いたしとふ却か說戰爭せつせんじゆ既既ふ數時じゆあしく清國せいこくの軍艦ぐんかん揚武號ようぶごう既既に沈沈み他ほか清艦せいかんも或も沈沈み或も逃な走はとて行く處ところを知しらず戰たたかひ方ほうさに酌なみて佛艦ぶっかんを砲擊ほうげきを稍すこ々薄うすらきたる頃清兵こうせいの閩江みんこうの上音うわん流りゆうよし石油せきゆ或もひ硫黃りゆうりゆう或も火線ひせんを糺くけたる數艘すうぼうの小船こぶねを退潮たいしおに乘のじて放なつき殿おんたん第策だいさくと知しられたり然らるに己おのの火船ひせんの故智ごちを學まび佛國ぶっくにの軍艦ぐんかんと燒やなれば潮しおに引ひられて漂なふのみ少すこ一いも敵てきある佛艦ぶっかんをバ燒や毛げ

却つて清艦一艘と焼きたりこの有様ふ豫てより此に泊れる外國の漁船へ何れも錨を擧げて運動と始めけるにぞ河上の混雜の大舟あふさり！が何とも火船の爲ふ害を受けたるもの無く波の間あく漂ひ流れて遂ひろのまゝ焼け沈み一舟と淺間一くも見へたりけるとぞさて又た清國の軍兵の中にて此の戰ひよ苦戦をあせしれ即ち揚武號乘組の士官にて頗ふる武勇の名聲を轟ろかしたとこの士官へ合せて五名何れも福州の兵學校母て練習をあー中母の米國母て留學一たるものもあらず其の一名ピュン・ヤンと曰ひろの一名をユーフーと云ふワンカイリヨンと曰ひチエン・エン・ヨウと曰ひ又た一名をウーリキッパーといふ文字詳かあふす五名何れも揚武號母在とて始

終大砲を發射し居たとけるが程あく同艦の彈丸の爲め母火の着き早や危急と見へふるよと他れ士官の慌惶ひそ概ね水母投一近岸へと泳き去と一がど五名の自若と踏み止ままで少一も已か持場と離れず只た死あるを知りく生を知らずと呼び交いつて防單とたと兎角する程よ艦長チヤン某早や消防の叶へざるよと告げ一と先づ艦を去るべ一とあまければ五名の士官も涙を揮てそぞ防戰の甲斐あるかりしと痛しつゝ今れとて水母投ト各々近岸よ遁げ落ちけるハ實よ花々一を勵らきありとて見る人聞く人嘆賞しける佛軍の提督クールベーと共に軍艦ボルダ号に在り志水先案内のトーマスといふ人砲丸の爲めに微塵にせられ危くクールベーは其の弾丸に撃されんと玄けるより一

時八人の誤り傳へて提督クーリーの戰歿せりふと言ひけるも全く此の士官等が奮戦せ當時の砲丸なきけると云ふに由あけをど先つ清軍は死者に就きて謂れんに清國に新報にて上海申報に二二死者の死者に言へど未だ確ある說とば不得すそもそも亦後にや知る由あらん

第六回

福州の警報一當ひ達志け色を消國政府の倍より憤り今れども各道に令と下し兵を募

り武と備ひ玄め或り黒旗兵將劉永福を安南に總督とあ志
域に台灣督辨劉銘傳の軍功と賞玄或ひ大臣左宗棠を玄
て天津母軍だちせ玄め勢と張り威を盛んにして防戰乃用
意劇だ急なり此に於くの内外人民拘々とあて大いに懼れ
争厦門上海各港と始めとて何れも貿易の通路塞り宛ら戰
府に於て豫玄めみの變あらんと懼色そかねて支那國政
へ派遣し置たる本國之軍艦と集めて自國の人民と保護
實に我ダ國政府は如きも松村海軍少將をして扶桑天城尋
の兩軍艦と率ゐ先モ各中立國之軍艦と集めて自國の人民
で金剛清輝磐城等比軍艦をも上海に送り我が國に入りら玄め
保護に當てらるゝに至れどそも此の中立國の人民保護と

いふとれ斯く多くの艦隊を要するものあらず西洋各國文明の邦々ふ在りてれ政府も人民も能く道理を知り縱令一國と一國との間に戰ひと開くとあるもその敵國乃兵隊の外曾そ中立國人民等と殺傷すると無し故よ時ふ由りて中立國れ他の交戰國即ち戰ひを開ける一國に請ひてろれ中立國人民の保護を頼ミ交戰國政府に於ても其比頼と承知玄懇ろふ之を保護モるとさへあ里されバ文明風と文明國との戰ひに於てれ中立國の態す自國の兵隊を送る殊よりの人民保護の手數と爲すにも及ぬ程あり然るに清國乃如き未開化國に在てれ憚れむべ志此比事叶はず何とあれバ未開化國は人民の道理に疎く且り猜疑の心深くして苟くも外國と戰ひを開くに至れば敵國又あらず

る外國人と雖とも共にあれを嫉む比情熾んに現に今回清佛事件に關しそ福洲の英國領事が清人の爲めに劫掠され又アッハの耶穌敎會堂の清人の爲めにうち毀たを當る如きことを免かれさればあり故よ交戰國に在ても中立國人民を保護する能力あく亦た中立國にあ里くもろの保護を請ふことを爲さず各々自國よろの軍隊を送りて適宜に己を保護せざるを得ざるなり豈に餘計ある厄を惡むの眼と以て他の外國人とも同一に視し英國人また獨乙人まよの區別を立てず無間にあれに亂暴と加ふるも知る可らず就きてれ各國の協同艦隊ハあれど斯る折より多忙を厭ひざるあり今日本に二十余の軍艦ある

差當を内國に必用もなれ折柄なれば中數艘と支那海に送り各國の艦隊又力を合へせ十分居留の各國人と保護をあらば我が日本國の國光も輝やき又各國の好意を得て大いに彼我の交際を密にしるに至る政府の意如何にあるにやど某を或へ一理の説あり

閑話の休題と卒開戦と定まリけをば有鑿優柔の清國人民も再度のお義に目を醒されても俄か母斥佛擾夷を唱へ義金と募り勇兵を集むるを慷慨扼腕の徒も少くす現に天津近傍に在りそれ一片の無名激文を發志嗚乎汝清國人民よ汝の實に清國人民あり今ま敵國我の國と戰へんとそ今日敢く滿漢の別と以て私意を挾むことあく寥つて共に敵國み當れ若しそれ満漢の別を論せんとせば捷を奏志

て後その別と定めよ來色我が清國人民來つて敵國の蹂躪を防けと唱へ大いふ人心と喚起せしものあはれとあれ彼の清國が滿洲人種と漢人種の間合はず常に内亂の萌わるを恐れくあるへし

此又清國人民が愛國の情ふ於くいと憐むへた一の話をあはれて我が國某貴顯に洋食厨丁としく一個の清國人を雇ひ置れ志が頃ろその料理する所の食物皆な味を失ひ更あくま違ひざるにぞ貴顯大きふ不快ふ思へれ一日件の厨丁を召し痛くこれを呵責せふをタるに厨丁の涙を流して仰せ如何にも畏くにあはれ僕敢く職務と怠たらんとよりあらねぞ頃ろ傳に承へ色を本國に於く佛國と戰争を開死僕が郷里ある福州に既にろの兵燹に冠を志と聞く扱ひ我

が家に如何にせしや母の無事か妻の如何若ゑの戦争の爲めに怪我あど無色かと彼此を思ひ出れば心も實母心あらす何とか志て一日歸國一老母病妻の様子も知り度かぬてれ護郷の兵團にあと加へり我が家國にこの災を興ふる伊人と樂ぐれ大義を報せんと苦慮すれば斯る身にてそれも叶はず煩問の餘更調理法と失ひこの御呵りを受くるに至れり何卒僕が衷情と察矣みの不調法恕し玉へと嘆き又モ様尤あることあり斯ニ知らねを叱責せ焉を必ト空無情の人と怨むな今日暇を取らせる程身故郷に歸りて情誠と遂げよと旅費二百圓を與へられければ騎丁の不思議の思ひとあ志て幾度の恩と报志潤と共に別れを告ぐく

その日本國へ向け出發志るとあん實に戰亂の世の有様に乍り此に安南ある黒旗兵劉永福の他同國政府比官吏

の中にも豫ねて佛國に怨みを抱くる斥佛黨之人々へ清國既に意を決志といよ佛國と戰ひと開た劉永福と總督に任玄て猶同國へ向々軍隊を出し佛國に駐在兵と討ち掃ふとの沙汰と聞えければ須破回復の時來れりとて密に國王と毒殺あ志討佛乃企くを爲さんと志たるに至佛國に駐在官ハ大に驚きに舉擧の處置に行ひ尙ほ安南政府に干涉を志して新たに前王れ弟ハムニーと言ひると位に即め愈々同國の内亂と警めけれどぞ今ま外國新聞の報する所に據えて佛國の

駐在官の交趾支那(佛國)領地の知事に報一ける申告書と
見る

千八百八十四年八月十七日順化府に於て我が兵士
二日間我々の在留する地を占守れり我が兵士
新王を指名するに付我の同意と望みるに付
されあれど諸せど是に於て新王指名の爲めに小會を開
きろの指名に着手せよ依て我の意見を陳
べ之に忠告と與へ且つその即位乃大禮を助けた
て我が護衛兵常に護衛とあり又より一部の我の
を宮門に護衛せり我の中央乃門より入る宮中於
て即位礼詞を陳べ且つそぞ祝詞を陳べたる我の右
即位の詞に於て王の我の保護の下にその政を行ひ
一とナモ

安南の前編にも説ける如く佛國の事ありてよし以來常
に佛人干渉を免かれず又た國內斥佛黨爲めに内亂
の兆聞くあは前王の前ある王もまた同様ある毒殺に遭ひ
去たるものありとか彼が弱國の有様誠に想ひや
べし

第七回

さても兩國の關係既に破裂互いにその争ひを于戈に訴
たふるに至り一あは各國は議論漸くの事に及べて今
までの世論の各新聞が現れするものに就ての重立ち

たる一二を舉んで英國倫敦のタイムズ新聞の曰く若玄
佛蘭西にて七八八ヶ月以前に支那と侵襲したるに諸
外國之を辨護し之と同感の情を發せざるべし然れども
今や支那の優柔不斷の措置の後遂に去五月季節章とフイ
ルニエとの取結びする條約と以て豫て佛國より提出其學
る要求の條々に道德上及法津上の確定と與へたり左れば
凡そ文明國掌る者の條約の文面に違背せる所爲支那を指
そあらん)ハ決して之も是認する事能ひ老假令佛國の勝力
を用ひて以て支那とあく其承諾せし義務と實行せしめん
とするも歐州各國異口同音に佛國と以て直者なきと爲す
他外なるべし云々と又東京駐在の清兵を引揚ぐ可乞期
日の事に就て別ふ異論の有るとを告ぐるや否や分明あ

らぞ若玄之を告げきとそきベ支那の行爲之大に信義と失
するも乃と謂へざる可りらず又假令之を告げたるとする
も其の佛兵を攻撃する諒山の事を謂ふあ(ハ)廻護北理
山ふ乏(ハ)あるべし何とあきば該條約面又右引揚の事に
關去只(ハ)直ちに引揚云々とあく此外更に制限の約束等
無ければなり兩國全權公使ダ此假條約を基本と見て本條
約は談判を開くハ三ヶ月の後に在り而玄て其談判の夫よ
り何十日は日子を要するや未だ知る可らず左れバ支那
に(ハ)前(ハ)直ちに引揚云々と明言玄あ(ハ)後更身其引
揚の本條約議定乃上(ハ)之と行ふべだなしと言ふも豈佛
國之を承引するの理あ(ハ)んや云々と又ボールモールガゼ
ット聖ゼラムスがゼットの兩新聞共に英國の新聞あり

内國に事に就て、常に意見を異にそれども今回東洋に對する佛蘭西の舉動に就く。爾は説を同志させ、「ボーグル」^{ル新聞}に若し佛蘭西共和国にて現今のおとに輕く冒險の進路を取て止まされば恐くも世界の開明國を踏み入る。く反対比念を生ぜしむるふ至るべ。左と又聖ゼームス新聞は天津假條約の後に起きたる手續に付込み入りたるとも述べ、次に其新聞乃讀者に注意を興へて証據あく左と清國と詐偽者ありと評する人に説々欺かれる」と勿れと言ひ且つ説を爲して曰へく以前に於く支那政府があざらる舉動に對し如何なる説あるも今回佛國政府の舉動する信義を破れたるに相違なし。佛國が清國に課せんとする科料の理由あきらめに左く且り惡意より出でるものあり加ふ

之なら走世界に開明諸國の日々佛國の舉動を以て惡意よと出でたるものありとの説に左祖せんとせり云々と言ひ左の看る所を異にモるに因きてそれ言ふ所も亦ふ隨つて、異あり然れどもこの兩國の關係の決裂するに至る事勢を察しそ此曲直に何れに在るやと知らんとせんにい看官宜く清國政府の官吏及び佛國公使等の言ふ所比とを照らす玄以て能くろの証據と明らかにせざんあらず依つて此に先づ清國總理衙門が當初各國公使に送りて以て佛國比所業と非斥したる文を掲々聊か看官に参考に供へんと

公使諸公我々の前日我國と佛國とが間起きたる紛糾ふ關いく諸公に一書を呈し並に此事に關する往復

の文書電報等とも貴覽又供一掌り閏五月廿七日(七月十九日)我々の書を米國公使閣下に送り先年天津にて米國と我國との間缔結志たる約條中の特別條款毋より米國の若し他の國々が我清國に對志て不信不正の所爲ある時ハ其間毋立入り我國の体面を損せざるやうに我國を志て其國々と平和と保掌志むる事又盡力をべた義務と龜へる旨を述べ公使閣下又請ふ又米國大統領に今回我國と佛國との間に立ちて兩國の大統領の返書には佛國に於て清國へ條約を破りさるものあをバ固よ里被害者たる佛國より之ふ向ひく償

金と要求一又は其他の懲罰を加ふると辭ると能はずと主張せる旨と述へ大統領ふも佛國の申分至當あると玄若一果して清國に於て條約を破りたる証據あらば予れ其間に立ちて仲裁比勞を取ると能はずと答へより是に於て我々更に書を米國政府又送し清國へ又分條約を確守したる旨を述べ且河聯か當りと或ひ其細目に至る迄も之と履行するの務と怠りたるの証跡あらば清國の自ト其咎に任すべに旨と述たる然れども我國の審に條約を破らざるの意ありずるう之を遵守一て之を行するも怠らざりしと前親王醇親王よを閣下等へ告ぐるともあれば今又之と

再起りわが兵の死傷佛兵ふ數倍すると致しるゝ我々の甚ざ悲む所にして此役の曲ハ決志て我國にあらぞ事實を審査するに前に艦將イルニエが李鴻章と協議立約せ玄と自ら其見込書付内より東京境界の清兵を引揚ぐる事又關する條款を抹殺し其傍に捺印したるを天津より佛國公使バテノートルに送りて檢閱をするをいたり故又我々が初めて此事變を聞たる時佛兵め如何ある誤にて我兵數百人を殺そ迄に亂暴を行ひたるか解すると能へざりし兎に角條約を破りたるハ我國に非す志て佛國あるハ明白ふと然れども我が國より平和を重ん玄穩かに佛國と綱議を終ら

んと欲するが故敢て佛國に向ひ償金と要求するともせぞ又佛國が如何ある理由に依りて攻撃を我に加へたるかとも詰問せざり一我國ハ斯く平和を望むが故ふ成る丈ハ佛國に退讓玄て兩國の和好を保たんと欲出でひり親王ハ固よと他國の仲裁に任せふ旨と中一兩國の紛糾を米國大統領の仲裁に請ふと喜ばれども一ツにハ佛國の爲を謀るに米國が仲裁を爲すに愈るものあるべしと思ひ又一ツにハ我國と米國との特別條約あれを我國ハ先づ初めに米國ハ仲裁を爲すハ佛國か之を承諾して米國の裁判に依頼あたらんに若く請ひざるべのふざるを以て斯く取計ひたるあり若く米國ハ公平無私の米國ハ獨り佛國の證據のみあらぞ我國

の証據をも併せ考へる上にて我國の証據が明か
我國の無罪に志て毫も條約を破るの意あらずとを
証するに充分あると見色ば必ず佛國を以て曲ありと
云て若玄償金北沙汰あらば我國より佛國に拂ふに非
ずして却て佛國より我國に之を拂ふべ玄との対決と
下せ一ならん佛國れ之を拒絶玄たるのみならず米國
の周旋と無ふ玄今や數多の軍艦と派遣玄國債法よ
見れば戦争は所業と認むべた舉動と爲あ剩へ既に雞
籠と略有玄て該地の官吏に八千萬「フラン」一千六百
万弗と出さる以上此地を返す事能はずと告げた
とと聞けり佛人ハ斯くる無法の所業を爲玄て海口并
に内地の人民と騒擾せしめこのをあらず商賣も之の

爲めに妨げらる外國の利益も之の爲めふ害せふを又
我政府の歳入も之の爲めに減少しこそ然れども我親
王及大臣等ハ日夜心勞玄て苟も我國の面目と威光と
と損せざる限りの成るべた丈々の退讓とな玄て此紛
糾を終らん事を務め安南の如きの現に該地ふ在りて
吏立會の上之を定むべしと約したるにも拘へらず土地
某氏の如たすら之を清國政府の信任を得みりと稱せらる
佛國と代表玄佛國政府の管理權と受くる土地
ありて之を佛國又讓渡志と又條約上に何時東京の
兵を引揚ぐべ玄との明文あしと雖も既ふ上諭を發玄
て該地方の兵を引揚くべた旨を命あたゞ此の如く我

國の此事の初より佛國に對し誠信を盡し佛國と友誼と保たんとするに手段を盡さる事あく我國の面目と威光と兩立すべ大事へ一と志て佛國に讓與せざるとなけべ此上とて復讐之れふ與ふると能ひず我國佛國ふ向ひ他國に仲裁を請ひんと申出でされども佛人ハ我國に向ひ佛ト自身の外何人も之と贊成せざる程に言語同斷ある申分を言張是と佛國既に我求めを拒絶志をば此上ハ只當我國に對して親密ある各國に向ひ第一に佛國が仲裁を拒絶したると第二に未だ宣戰の布告を爲さる前に我國に對して戰端を開ひる事を抗論する趣意を告げて各國に對して判断と求むる也一事あるのを諸公此書と見バ亦我國ダ

當に一點も約を破りずることあれば三なうを常に務めて佛國と比爭論を免かるとの手段と盡しるど諒せらるべし抑矣李鴻章とフィルエーの間に成りする天津條約ハ兩國の中孰れか之を破壊するに相違あり然れども破約の顛末を明示する時之と破とたるハ我國にあらを志て佛國あることを知るべし例へば天津條約第四條に佛國ハ安商と條約を結ひ又ハ之を改正するに當り支那は体面を毀損する條款を其中に挿入もとなかるべしとの文あり然るに五月十三日(六月六日)佛國の高官ハ順化府に於て安南王に迫り前に我國より與へたる印綬封冊と我國に返却せ志めたるに我國の体面と毀損する所爲ありと云ふ

べし是を佛國が條約を破りたるの一あり次に佛國
閏五月二十日(七月十二日)を以て我々に告ぐるに今後
七日間に若干の償金と拂ふべき旨を以てし此の七日
の間あいだ通常の如く平和の有様を保ち一切戦争に類する所業を行へざるべしに至り軍艦を派して福建ある
羅星塔碇泊所に闖入せしめ商船の入港を差留めたり
是れ明に平時に於て戦争の所業を行ひる者にして
啻又國際法と條約とふ違背するのみあらず佛人から
ら爲しる約束にも背だたる所爲ありと謂ふべし又
我々の聞く所に據れば去年十二月二三の外國の佛國
政府に向ひ貴國の清國に對して如何ある處置を施せ
見込みありやと尋ねに佛國の假令清國と戦争ふ及ぶ

とも前以て條約諸國に通知せずして清國の開港場を
封鎖し又砲擊するが如だ事を爲さるべ志と判然
たる返答を爲したと云へり然るに佛國ハ一も斯か
る通知と爲させして既よ恣に我國の一の開埠(雞籠)と
云ふあらんを略取一擧に其罪穢り天津條約を破り
たるに止まらざるを以て上舉ぐる所の佛國の開埠(雞籠)と
す又明に國際法母背きたるのみあらず締盟各國の所業の
玄ても信を失ひずる所爲あり之に反して我國ハ決し
て國際法亦ハ條約を破りと一諸公の知らるゝ如き
く我國と諸外國との現行條約の各國の隨意に定めたる
もれにして我國に於ての常々之を忘るゝ事あく時あり
姿もあれば我國にて常々之を忘るゝ事あく時あり

て此條約より起れる不正の爲めに我國は安寧幸福を害せられ我人民の生計を妨げざる事ある時れ其不正を論争したる事ありと雖ども永く各國と交誼と篤ふたる時れ早晚平穏に改正を行ふ事を得べしと思ひ常々條約を遵守せる事を怠らざりし我々が斯く我國と佛國との間柄を述べて諸公の高覽母供したる今日に至りても尙ほ兩國の戰端を開くは禍を避けん事を望み且つ諸公の本國政府をして清國の諸外國との條約をば堅く遵守するものありとの事を知らしめん事を望むの意に出でたるあと若し不幸にして我國佛國と平和を保つ事能ひざる又至らば之より起れる百般の危難に就て我國其責に任せるを得ぞ其危難

の補償ハ佛國に於て之を負擔せざるへかず我人々深く諸公の公明なる政府が各國の共に貴重する平和と公平との爲めに清思熟慮して此紛難と排解すべき手段を運びざれん事を願ひ又常に我國の体面を失わざるを以て目的とせり若一佛國に於て故意に國除法を破り又ハ永く我國に要求に應すると肯んぜず志く其軍艦を引揚けざるが如だ事あれば我國も亦我力を以て如何あること仕遂不得るかと試むるに至らんこと必せ里願くハ諸公此書所述ふる所を熟察迄て一封ハ返書と惠賜せられんあとを
清國が佛國と責めて今回曲たる佛國に在りといふ

所のものもあらず然れども亦當佛國より全權大臣と志く親玄
く天津に條約を扱ひるフイルコエ及ひ同國よ至安南國
東京に駐在せ玄めふる將軍ミロード清佛開戦乃原因なる
諒山砲擊の實況及ひ兩國の葛藤比事勢等に就いて言ふ所
み據ればその實情即ち左に如一此に掲ぐるフイルコ
エの所説ハ公に對する辨明報告の類にハあらず全く一已
の私を以て人に語られ當る所のものあり看官請ふそれ心
て讀みたまへ

諒山に於て我ヶ將校が埋伏襲撃に遭ひ遂に戰死する
とれ余が深く痛歎する所ア然れども今日我が國と
清廷との關係如何を熟考する時、諒山事件に就いて
必ず一概に激怒す可うざるの情實もあらずせず

その所以ハ折時清廷にて主戰黨の大臣大いに勢力を
占るその勢力ハ遙かに李鴻章乃上に出ば且つ清將
の規律あたど實に驚くべきもはにして清廷は命令を
輕忽に玄只管自己の欲望と遂げんとをも比々皆
然りとす故に諒山砲擊の兵卒と指揮するも亦た
この暴戾ある將校あらんと信を此等れふと熟思せ
バ諒山の變じ如だれ非理あれども餘ぞ母深く咎むへ
其職を罷められ玄ことに就くハ聊り説明を要そベキ
ハ程々と云ふへ一元來曾氏が彼國に於ても隨分
のあり然れども曾氏罷職の原因を李鴻章に歸する
蓋あらずとも曾氏罷職の原因を李鴻章に歸する
信任と得且閥閱比出身なるを以て我々の親友する平

其の和黨に對玄く能く其權力と用ふると得へ玄否あ實際に
其權力を用ひたり然れども到底其本國政府の爲めに
困難を生出玄たるの咎めハ曾氏の免かざる所あり
天津條約ハ實に神聖にて犯を可からざるものにそ
其後政權を握りたる主戰黨と雖とも亦た之を無効にそ
歸するみと能也諸君の能く知る如く此天津條約ハ
清國西太后の批准を経たるもの也されば此條約に向く
異議を唱へたる大臣一人もありあ又此條約ハ我佛
國外務卿の議院に於く朗讀し我公衆は是認する所あ
り左れど天津條約の箇條ハ如何に善良なるも以て清
人眞實れ心よき出でたりと謂ふ可からざ諸君の知れ
る如く余ハ二年余天津に駐在して能く李鴻章と知れ



里加之李氏^{レジアス}の余に請ふに清國の指揮官^{シヒカン}ふらんこと
を以てせり又我政府^{マダガム}ふ對^{タリ}し余を全權公使^{ゼンクンコウジ}に任せらる
ることを以て請求せり此時余は曾公使直^{モニ}職^{トキ}を罷め
ざる時^ハ余^ハ敢て命^{メシ}と奉^{ハセ}るよと能^{アハ}いざる旨^{シナ}を陳述^{チエンスル}
志^{シテ}うき然^ハるに曾公使^{ハシコウシ}の間^ハもなく罷められて歸國^{カムク}を
みとに決した是^モも是^モ亦果して清人の本意^{ホンイイ}ふ出^{ハシム}る
るむのなるや頗る疑^{ハシブ}べたものなり前既に述^{ハシム}るが
如^シく主戰黨^{シラヒサウドウ}も十分天津條約^{テュンキンジョウエツ}の眞價^{シンカ}あると知りながら
條約^{ハシブ}と蔑^{ハシブ}如^シして公然爭端^{カムカム}を開^{ハシム}ふきふるを以て我々佛^{ハタケ}人^{ハシム}
入^{ハシム}れ此主戰黨^{シラヒサウドウ}と反賊^{ハシブ}と視做^{ハシム}して毫^モも寬假^{ハシム}するこ^ト能^{ハシム}ら
ず唯余は我國^{ハタケ}ふ在^{ハシム}る特派^{ハシム}公使李鳳苞^{リーフウボウ}氏^{ハシム}の陳述^{チエンスル}と其處^{ハシム}
置^{ハシム}との其誓約^{ハシム}に違^{ハシム}ふると信^{ハシム}せよ然^ハれども我^{ハタケ}が佛^{ハタケ}

國^{ハタケ}既に耻辱^{ハシム}を蒙^{ハシム}ひれり宜^{ハシム}一^{ハシム}く清國^{ハタケ}に對^{ハシム}て此^ハれが
要^{ハシム}求^{ハシム}をせざるベウト^{ハシム}す天津條約^{テュンキンジョウエツ}の已^{ハシム}に訂結^{ハシム}せらる^{ハシム}るや平和黨^{ハシブ}中佛國^{ハタケ}が其の
約束^{ハシム}に於て償金^{ハシム}を要^{ハシム}求^{ハシム}せざるを以て反^{ハシム}つて其^ハ政府^{ハシム}を
非難^{ハシム}せよ然^ハれども我々^{ハタケ}清廷^{ハタケ}が償金^{ハシム}の事^{ハシム}と言^{ハシム}ふざる
を以て却^{ハシム}つて善計^{ハシム}とあせり余は李鴻章^{リーフウザン}が報國^{ハタケ}心^{ハシム}の較^{ハシム}
著^{ハシム}あるに免^{ハシム}トて左の言^{ハシム}と告示^{ハシム}して曰ふ佛國^{ハタケ}の償金^{ハシム}と
要^{ハシム}求^{ハシム}せざる可^{ハシム}然^ハれども余は清廷^{ハタケ}に通商條約^{ハシム}を遵守^{ハシム}い
すべきの義務^{ハシム}と命^{ハシム}せんと余^ハ常に謂^{ハシム}らく彼^ハの詭計^{ハシム}
廷^{ハシム}に陥^{ハシム}りたるふと^ハ痛歎^{ハシム}するに及^{ハシム}ばそと現^{ハシム}今清國^{ハタケ}の位地^{ハシム}の實^{ハシム}に困難^{ハシム}ありと謂^{ハシム}ふべし我々^{ハタケ}清

す猶は襲日天津條約訂結の時要求せざりし償金をも
は既に終れりと謂ふ可からず我々の東京に於ける務
て草賊海盜の難と免かれしめざる可からず又諸君の
余が東京賊徒の尊長と談判するの任を負ひざりしを
知らん又余の尊長と談判すに能はざり畢竟余の我佛
國政府の爲めに善良ある條約と訂結せりと信ま
て余と助けて此條約訂結に盡力しするハ天津在留の
我領事フランシユ一氏なり氏の能く支那語に通ぜ
又此時李氏北譯官兼顧問たり一ハ道臺馬建忠氏あり
一氏の嘗て巴里法律學校に在て學士の稱を得るも
此條約(天津の)實又完全あるものあり唯

我々の最後ふ我國旗に對立受けふる耻辱の爲めに
ハ十分の償金を要求せざる可のらざるあり云々^ト
又ハ將軍ミローが掠山戰爭の實況に就き本國海軍卿
母送くる所北報告を見る母

我軍(佛國の兵をいふ)中佐ギューセニーふ色と率ゐ
レタン之が參謀たリ六月十七日以朝其乃進軍の途
山間荆棒之間より發砲する者あリ二十三日中佐ギュ
ーセニーよと報告にて曰く諒山に進行するの際先行
せる番兵何者にの銃撃せらるゝを見受たリと然れど
も我軍ハ此等の襲撃よりも拘へらず進みしと飛丸益々
多大を加へたア七時に及び敵軍退去し我軍諒山を占
領せ是迄我兵の負傷せる三人あと我軍ハ清兵の此

の如き舉動と見て掛台書を送るに如かずと決し之を送りしに清兵の營に於て既に天津條約の公報を受けて之を領承せ又荆榛の間よて狙擊せしれ我正兵に非モ山間無賴の夷民ありと答へ且つ曰く天津條約の文を履行すること勿論あり又平和を企圖するとは確實な唯ざ兵營引拂る爲めに五六日間と猶豫せらきよと然れども此答書に署名あく又其語意分明あらざる所ある同日十時清人自ら其隊將と稱し同様の延期と請へ至ヌ一セユ一之れに答へて退去ふは此如た多日を要せず唯だ速めに之を決行せられよと云へて二時ふ至り清將二人再び來り其速めに退く能ざると告ひ且つ彼此の口實を設けて我要求又應せ

す參謀長クレタンハ中佐デユ一セコ一の名を以て左の決答要求書を送て我本隊ふ歸色其書に曰く中佐デコ一セコ一ハ清兵に一時間の猶豫を與へて退去を要む是を過さば佛軍へ進行すべしと然るに彼よて何の報答もあり我軍遂に四時を以て進行を始め相距る二キロメートルの所母至り迄に四千乃敵兵我前軍と襲へて其銃ハ「ピーポーレミニントンウェイントン」ストル製ふ係色是に於て我士官死者一人傷者九人卒死者七八人傷者四十二人あと廿四日午前八時敵四面よと來攻あ其第三隊ハ我後路を絶ちて之を鑿にせんとせざ敵兵益々加へ我軍危急あるふよとデニ一セニ一退軍と令す十時十一時の間ふ我死傷甚多し此時

運輸の役夫襲撃も遭ひて逃走せ一かば輜重皆も敵手に落たり午後一時まで敵丸尙同止まず漸くにして椋山を過るパクリーに退却敵も是まで追蹤せざりき是の日我士官死者一人傷者三人兵卒死者十人傷者三十三人行方知れざる者二人蓋一敵軍ハ二十中隊にして毎隊三百人あり我軍負傷の全數ハ士官死者二人傷者十二人兵卒十七人傷者七八八人行方知れざる者二人あり云云

あれ等の文書に就きて看る時ハ皆戰爭の近因ある椋山の戰ひはそば初め何をよとあれを求めるや將當天津條約の實情ハ如何ある次第にて且何れの敢てあれに反き當るやうれ等の疑問も判定し得られてその曲直さへ自かに齊志乞乎

第八回

閑話ハさて置きて佛國の水師提督クールベーハ八月廿三日福州に於て砲擊を始め立どおろに八艘の清艦と打ち沈め碎し乘取られバ勝利今ハ十二分あり猶これよとハ各處の砲台とて艦を進めて閩江を溯り沿岸ある船政局くとも難あく破のとありとぞそもそも此の閩江といひるハ一名と南台江とも言ひ西の方建陽の分水嶺より出て遙くに東流しくま

の處に注ぐもの毎く舟楫の便他港に讓らす三十餘年前英國との約成り清廷此に貿易場を開けしより外船比交通少からず隨つて外人の覗覦あるへしてゐねて清廷ハ海防を務め砲台砲臺造船所等非常に備へも疎略なふす取分け造船所ハ佛人の手に頼り下額の費用を以て建設玄堂る一大工場にて軍艦武器一切のもの凡てお乃所にて製作を得べき清國一二の工場とぞ呼ぶる實に今回破壊せられたる彼船政局あるもの即ちふれなり斯る有様なきハ沿岸諸處猶ほ砲台の少玄どせず佛獄ハ此各砲台と破りく後の患を除かん意あるベ志艦隊既にく整理志けれども第二回の攻撃に用意となあけるとぞ
編者曰すみれよア佛艦金波砲台の攻撃及ひ福州引揚

けの一 段に及ふへき所ふれと權子限あるを以て次
編み譲を引續たそば梓行に着手す

清佛戰爭實記 第二編終

明治十七年八月廿六日 御届

明治十七年九月二十八日 出版

編輯兼
出版人

滋賀縣平民
福島幾太郎

定價拾五錢
大坂府南區木吉橋通
三十目冷石番地奇留

發兌所

大坂心齋橋北詰拾五番地

碑史館

大坂

岡嶋支店

和歌山津田源兵衛

德島

久留米豐

丹後

佐藤

長濱

吉田

作平

博多

五樂

次郎

和歌山前出覺

次郎

廣 告

演劇新報

○一部金三錢五厘 ○十部前金三十錢
○三十部前金八十五錢
○遠國遞送れ分外に郵稅申受候
第七號九月廿七日發行

右ハ今般更に新聞紙條例母依官許と得た
れば各座狂言比筋書演劇ノ開する訓告并ふ
戯曲新作ハ小説雜報寄書を貰せ一月三回審
引續に無相違發行仕候間江湖好劇愛碑の
諸君陸續寄稿御購覽之程奉希候

大坂心齋橋北詰十五番地
發行所 駿々堂

第二編
續出版○一冊定價十五錢
○五冊前金五十錢
上居候處目下再版印刷中ニ有之本月廿八日
ニハ必ス整頓可什候間不相變永當々々御注
文ノ賛奉希望候也

明治十七年九月廿五日 碑史館

勸王正聞
第三回常夏 定價三十五錢
郵稅八錢

華拔書店發兌自之內	駿々堂
茅出柳綠翠松前全一冊	正徵兵令註解 全一冊
滑稽夢想兵衛蝴蝶物語全一冊	佐幕卷說二葉松全二冊
實錄小芝廻山風全一冊	新編淀の車 全二冊
若綠二葉松 全一冊	柳亭叢書 全四冊
北國奇談 橋の橘 全二冊	南國奇聞 園常夏 全一冊
勤王奇聞 舉の音信 全一冊	但シ駿々堂同門賣捌店三府諸縣に數多有之候間猶御便宜の所て御購質奉候

右ハ今般更に新聞紙條例母依官許と得た
れば各座狂言比筋書演劇ノ開する訓告并ふ
戯曲新作ハ小説雜報寄書を貰せ一月三回審
引續に無相違發行仕候間江湖好劇愛碑の
諸君陸續寄稿御購覽之程奉希候

右之外尙數多有之且發兌の自他
に抱す御注文の分ハ非常勉強賣
捌可仕又前記書籍御購覽の節郵
稅の内半額は弊店受持遞送可仕
尤郵便切手を代用にて御送金リ
分は此限お非を但孰も送金着次
第即時送本するト通例とす

晴月小松原全

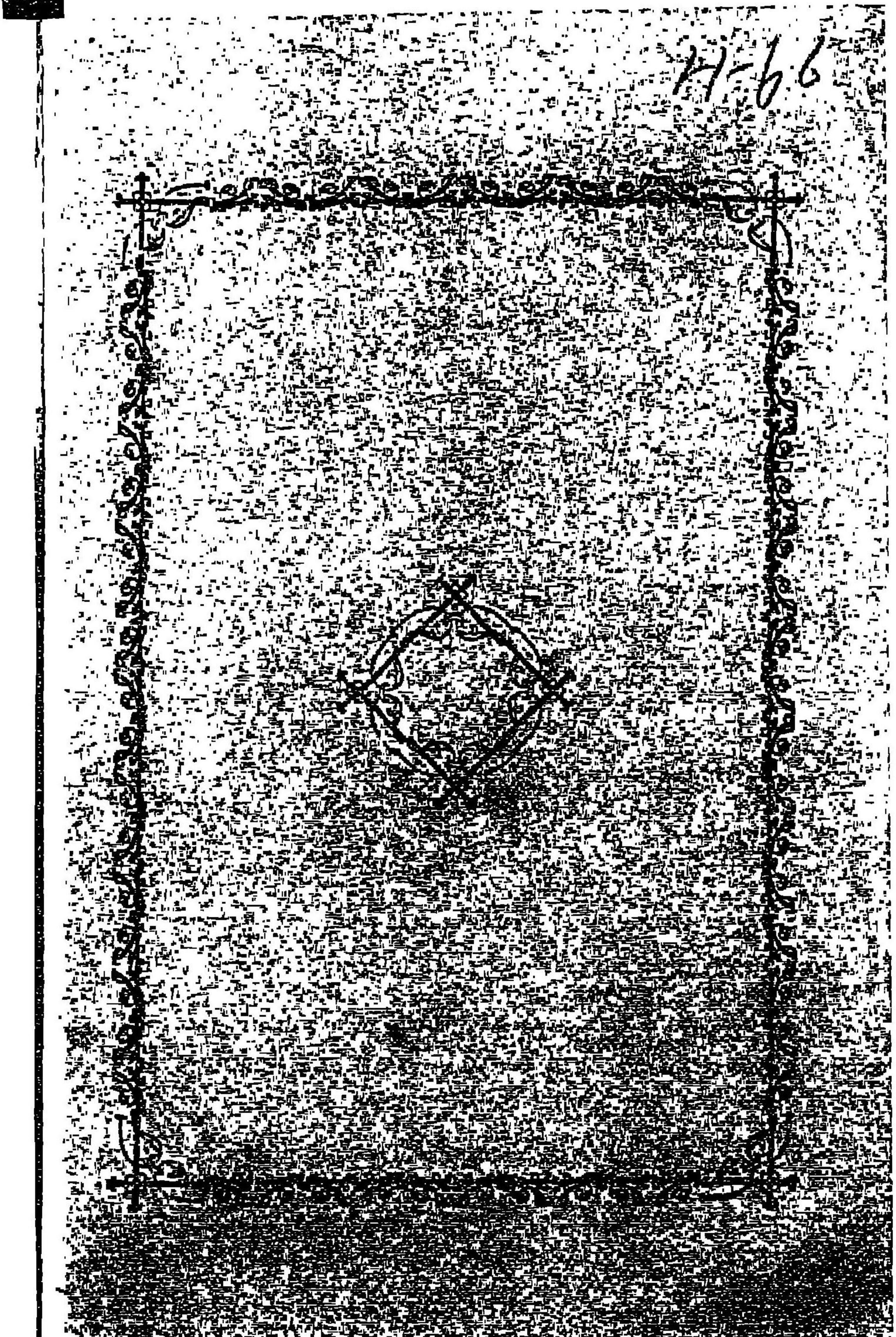
○全一冊譜切頗美本○定價四十錢
○全國郵稅料十錢○郵券代用を諾す
右の近日の朝日新聞紙上に掲錄して江湖の呪采と博今又角の之居に於

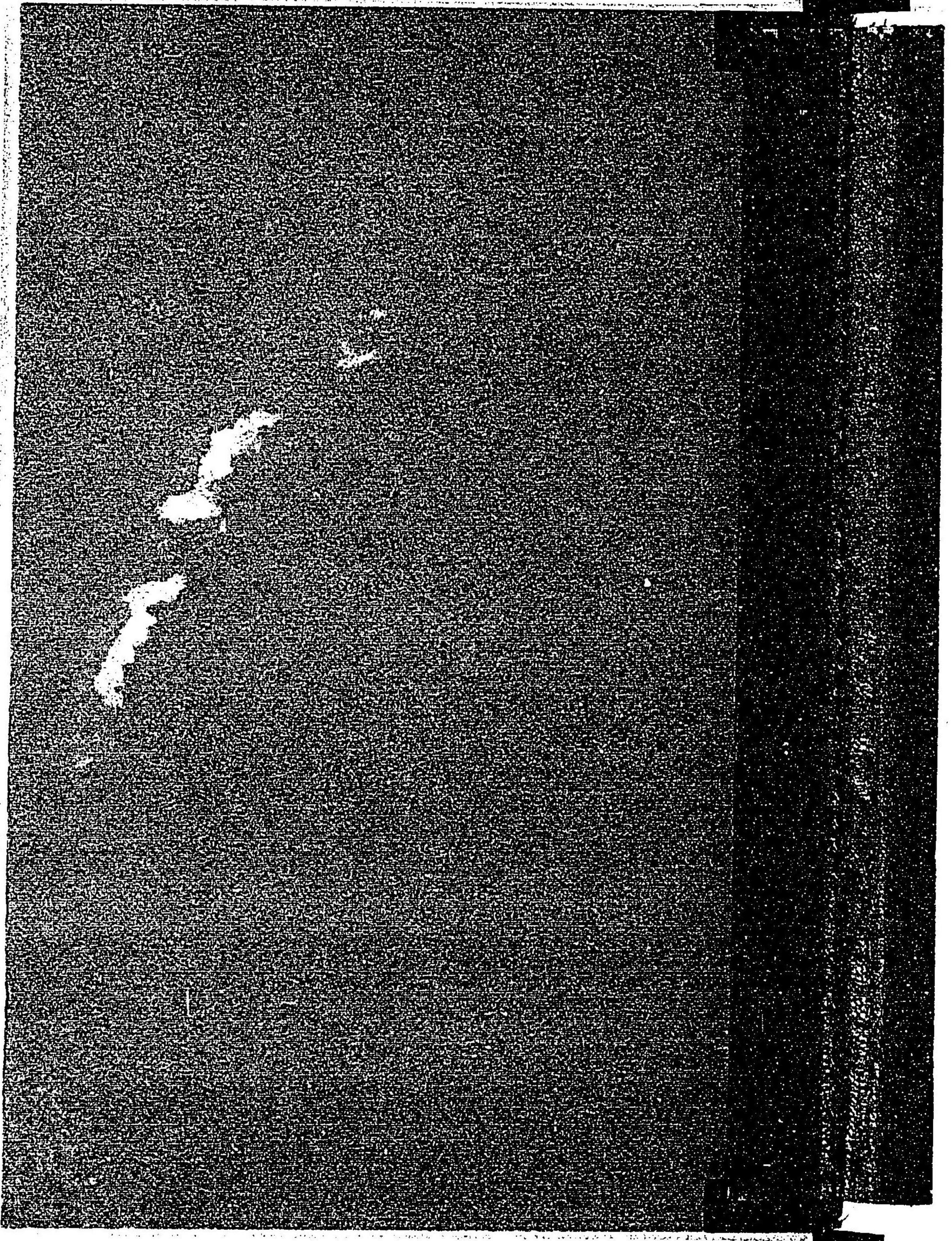
て與行中、君官才才、許少、得力、可計、便ノ
事蹟に付、乞勸善懲惡、ビ示、ニ、る至極白面
き珍書、され、本日發弁致候間、不相變御愛
顧御購求、比程偏ニ奉、希上候
大坂心齋喬北説十五種地

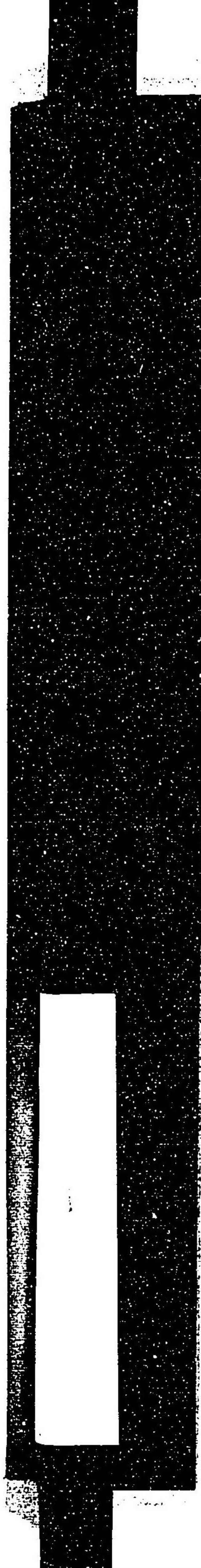
天香道人序詞 照皇貞廣表畫
宇田川文海校正 旭亭芳翠畫 全二冊讀切
著編述酒車 定價五十錢
郵稅十四錢
御注文の際御券代用諾すと尤信書中へ堅
へ一名猿猴お申一

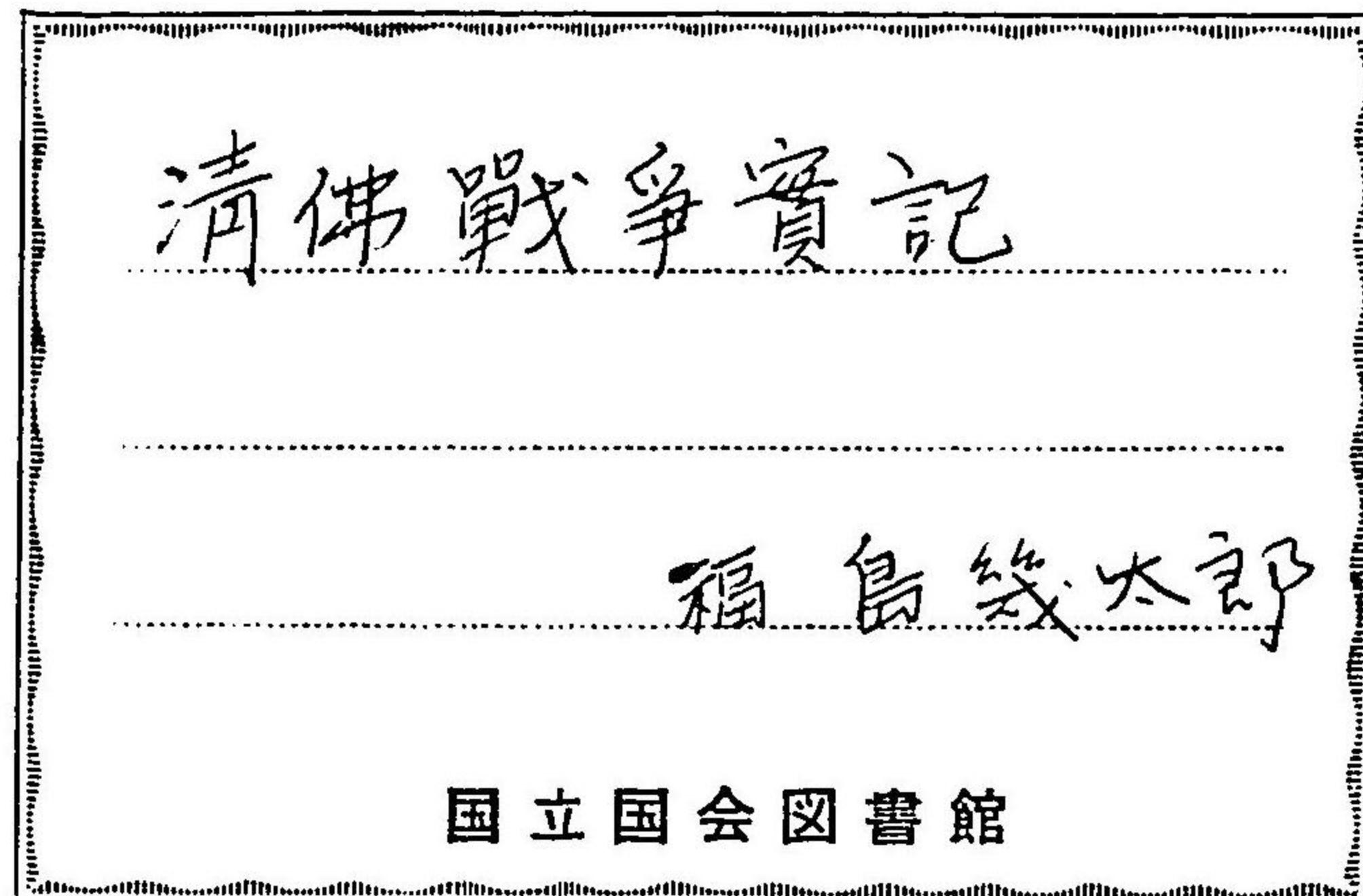
食山人曰く心地意馬西游ヨリ得來ル磨薦嵌
弄更コ眼界ノ勃ナルヲ覺ニ禪官ノ眞詮謂ツ
ベシ甘口警俗ノ眞筆ト
天香道人曰く半痴老村物され玄淀北車はそ
の鄉色固より彼才道義政事乃深意等を旨と
含て説教しよる者に毛あらざれども其勝色
乃變氣極り才も其文理比流麗周密ホス時世
の風俗人情を寫せる稗官に在て之實に一新
えんとくひら

2166









特 49

448

003253-000-8

特 49-448

清仏戦争実記

福島 幾太郎／編

M 17

A C C - 1 5 4 7



